

瑞浪市子ども・子育て支援事業計画 【素案】



瑞 浪 市

はじめに

子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、子どもや保護者一人ひとりの幸せにつながることはもとより、社会の発展に欠かすことができません。そのためにも、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもとともに、親も親として成長していくことが大切です。



本市における出生者数は減少を続け、少子化が一層進行しており、この流れを抑制するために、子育て家庭への総合的な対策が求められています。また、核家族化の進行や、地域社会における関係性が希薄化してきていることにより、子育て家庭の孤立化と子育てに対する負担感が増大し、子育て相談・子育て支援のさらなる充実が求められています。

本市においては、これまでに地域子育て支援センターや家庭児童相談員による子育て家庭の相談指導を行ってきました。さらに、子育てに係る情報の提供などを行うとともに、幼保一体化に対応した「幼稚園」や、「児童館」、「ファミリー・サポート・センター」、「病後児保育所」の設置、また「放課後児童クラブ」を支援することにより、子育て家庭における多様なニーズに応えることができる体制づくりを進めてきました。

今般、子ども・子育て支援のさらなる取り組みとして、平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づき、瑞浪市子ども・子育て支援事業計画を策定しました。

この計画では「みんなで守り、みんなで育む みんなの笑顔が満ちる子育て」を基本理念として、次代を担う子どもたちや、親の支援というだけでなく、全ての市民がこのまちで子どもを生んで、子育てをしたいと思えるようなまちづくりを目指しています。

この計画の実現に向けましては、行政サービスの拡充のみならず、市民・市民活動団体・企業などが主体となってそれぞれの役割を担い、連携し、子育て家庭を支援していく必要があります。

明日の瑞浪市のまちを担う子どもたちのために、皆様方の一層のご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。

最後になりましたが、計画策定に熱心にご審議をいただきました瑞浪市子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、市民ニーズ調査等にご協力いただいた多くの皆様や関係者の方々に心から感謝申し上げます。

平成27年3月

瑞浪市長 水野光二

目次

第1章 計画の概要

- 1 計画策定の背景 1
- 2 計画策定の趣旨 2
- 3 計画の位置づけ 4
- 4 計画期間 5
- 5 計画策定体制と経過 6

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

- 1 瑞浪市の人口動態等の現状 7
- 2 アンケートから見られる現状 12
- 3 瑞浪市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題 22

第3章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念 25
- 2 基本的な視点 26
- 3 施策の体系 27
- 4 基本目標・施策の方向性 28

第4章 計画の施策内容

- 1 教育・保育提供区域の設定 35
- 2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方 36
- 3 各年度における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期 41
- 4 各年度における地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期 45
- 5 教育・保育施設及び地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業の質の確保に関する事項 58
- 6 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保 58

7	産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な 利用の確保	59
8	子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が 行う施策との連携	59
9	労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な 雇用環境の整備に関する施策との連携	60
10	その他関連施策の推進	60

第5章 計画の進行管理

1	行政機関の連携	63
2	市民や地域との連携	63
3	計画の進行管理	64

参考資料

1	次世代育成支援対策推進行動計画（後期計画）の評価	65
2	瑞浪市子ども・子育て会議条例	68
3	瑞浪市子ども・子育て会議委員名簿	70
4	策定経過	71

1 計画策定の背景

近年、我が国において急速な少子化が進行する中、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加、就労環境の多様化などにより、子どもや子育てをめぐる環境は大きく変化しています。

また、女性の社会進出が進む一方で、就労の継続を希望しながらも、仕事と子育ての



両立が困難であるとの理由により、出産を機に退職する女性が少なからず存在しているなど、出産に伴う女性の就労継続は依然として厳しい状況にあります。

さらに、仕事と子育ての両立を希望する女性を支援する環境の整備が求められていますが、都市部を中心に、依然として多くの待機児童が存在しています。

このように、子育て家庭を取り巻く環境が変化するなか、子どもたちが笑顔で成長していくことができるよう、子育て世帯の保護者は日々子育てに励んでいます。

本市では、これまで、こうした保護者のがんばりを支えるため、学びと生きる力の助長を図る教育環境の充実、世代を超えた交流を通じた地域ぐるみでの子育ての推進、子どもと子育てに関する総合案内や専門的対応と地域の

サポート・ネットワークの充実など、様々な取り組みを進めてきました。

今後も、すべての家庭が安心して子育てができるよう、子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決し、子どもの育ちと子育てを、行政を始め地域社会全体で支援していくことが求められています。さらに、子どもが健やかに育つために、子・親・地域のみながつながり、あらゆる取り組みを通じて、保護者がしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるまちづくりを進めていくことが大切になります。

2 計画策定の趣旨

これまでの子育て支援は、少子化対策として「保育環境の整備」や「子育て家庭を社会全体で支援」をするという、「子どもを生みやすい・育てやすい環境づくり」という、子どもを生み育てる側の視点に立った教育・保育が提供されてきたものの、少子化に歯止めがかかることはありませんでした。

そこで、平成 24 年8月に「子ども・子育て関連3法」が可決・成立し、すべての子

どもの良質な成育環境を保障し、「子ども・子育て家庭を社会全体で支援する」ことを目的に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、推進していくものとなりました。

この法律の趣旨は、新たな子育て支援の仕組み「子ども・子育て支援新制度」として、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を目指し、子ども・子育て関連法の一つ、「子ども・子育て支援法」では5年を1期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定めるものとしています。

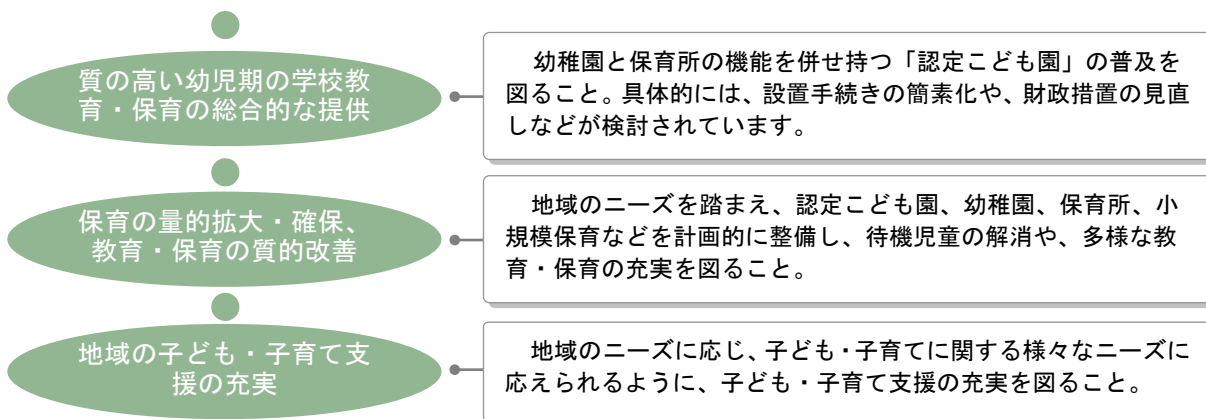
本市では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す「子ども・子育て支援法」の考えを基本に、安心して出産し、子育てができる環境や、だれもがこのまちで子どもを育てたいと思うような環境を整備し、「瑞浪市で育ち、就労・結婚し、子育てする」という本市でのライフサイクルが成立することが重要であると考えます。

そのためにも、子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、妊娠、出産期から学童期に至るまでの家庭を切れ目なく支援することにより、一人ひとりの子どもが健やかに育ち、社会の一員として成長することができる環境を整備することを目的に計画を策定します。

【 子ども・子育て関連3法と制度の主な内容 】

新制度の創設に関する次の3つの法律を合わせて、「子ども・子育て関連3法」と呼ばれています。

1. 子ども・子育て支援法
2. 認定こども園法の一部を改正する法律
3. 関係法律の整備等に関する法律（児童福祉法等の改正）



【 給付・支援事業について 】

新制度のもとでは、市が保護者等に提供するサービスは、「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に大別されます。

子ども・子育て支援給付

- ① 子どものための教育・保育給付
 - ・施設型給付
 - *認定こども園・幼稚園（※1）・認可保育所（※2）
 - ・*地域型保育給付
 - 小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育
- ② 子どものための現金給付
 - ・児童手当

- ※ 認定こども園：就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律による学校の一つ。幼稚園と保育所の良いところを活かし、子どもたちの「教育」「保育」「子育て」を総合的にサポートする施設。
- ※1 私立幼稚園は、新制度に移行する施設のみ対象。移行しない幼稚園は現行通り私学助成を継続
- ※2 私立認可保育所は、現行通り、地方自治体が認可保育所に委託費を支払う仕組み
- ※ 地域型保育給付：教育・保育施設を対象とする施設型給付に加え、市町村による認可事業とした上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとする。保育の必要性の認定、公的契約、市町村の関与、公定価格の算定の考え方、給付の支払方法などは施設型給付と同様とする。

地域子ども・子育て支援事業

子どもや子育て家庭を対象として、市が地域の実情に応じて実施する事業。対象の範囲は法定。

- ① *利用者支援事業（新規）
- ② *地域子育て支援拠点事業
- ③ 妊婦健康診査
- ④ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤ 養育支援訪問事業
- ⑥ *子育て短期支援事業
- ⑦ *ファミリー・サポート・センター事業
- ⑧ 一時預かり事業
- ⑨ 延長保育事業
- ⑩ 病児・病後児保育事業
- ⑪ 放課後児童健全育成事業
- ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規）
- ⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（新規）

- ※ 利用者支援事業：一人ひとりの子どもが健やかに成長できる地域を実現するため、子ども及びその保護者などが多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるよう、必要な支援を行う事業のこと。
- ※ 地域子育て支援拠点事業：公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施します。
- ※ 子育て短期支援事業：保護者の疾病や仕事などにより、家庭における養育が一時的に困難になった児童について、施設で必要な養育を行う事業のこと。
- ※ ファミリー・サポート・センター事業：育児の援助を依頼したい人と協力したい人が会員となって、一時的に有償で子どもを自宅などで預かる相互援助活動組織のこと。

3 計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

この計画は、第6次瑞浪市総合計画に掲げられている「幸せ実感都市 みずなみ～共に暮らし 共に育ち 共に創る～」の実現を目指し、子ども・子育て支援法に基づく計画として位置づけます。

また、第6次瑞浪市総合計画の子ども・子育てに関連する分野の個別計画として位置づけ、すべての子どもの「育ち」と子育て中の保護者を支援するとともに、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、保育や幼児教育の場、学校、事業者、行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育てを推進するための計画とします。

(2) 計画の対象

この計画では、障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもと子育てにかかわる個人や団体が対象となりますが、妊娠・出産期から学童期までの子どもや子育て家庭等を主な対象とします。

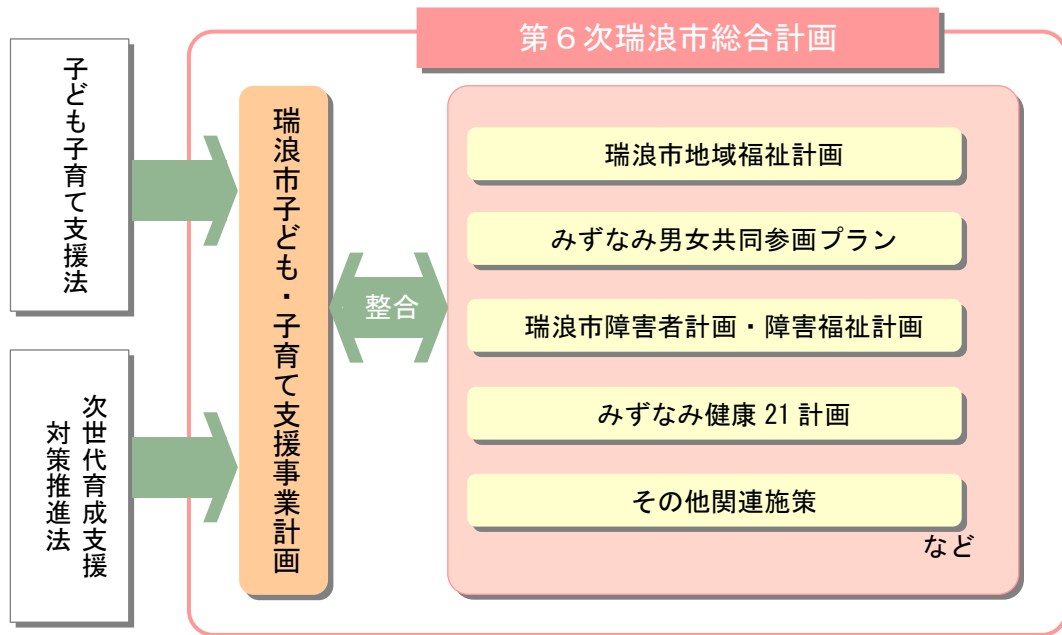
また、子ども・子育て支援法及び基本指針が定めるところの、就学前の教育・保育事業と地域における子育て支援事業を対象とします。

(3) 関連計画との関係

「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」では、「次世代育成支援対策推進法に基づき作成する地域行動計画に記載して実施している次世代育成支援対策に係る分析、評価を行うこと」とされています。

そこで、子ども・子育て支援事業計画で対象とする事業の現状と課題について整理し、計画に反映することとします。また、瑞浪市地域福祉計画、みずなみ男女共同参画プラン、瑞浪市障害者計画・障害福祉計画、みずなみ健康21計画などの諸計画との整合を図りながら、子ども・子育て支援事業計画における施策を推進していきます。

【 他計画との連携 】



4 計画期間

「子ども・子育て支援法」において、自治体は平成27年度から5年を1期とした計画を定めるものとしています。したがって、この計画は、平成27年度から平成31年度までを計画期間とします。

【 計画期間 】

平成 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
策定					

5 計画策定体制と経過

(1) 市民ニーズ調査の実施

この計画を策定するに際して、子育て中の保護者の意見やニーズを的確に反映した計画とするため、0～5歳就学前児童の保護者1,035人、6～11歳就学児童の保護者1,309人を対象として、「子ども・子育て支援事業計画策定にかかるニーズ調査」を実施しました。

(2) 「瑞浪市子ども・子育て会議」の設置

この計画に子育て当事者等の意見を反映するとともに、市における子ども・子育て支援施策を子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、公募による市民、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「瑞浪市子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について審議しました。

(3) パブリックコメントの実施（予定）

この計画の素案を市役所などの窓口やホームページで公開し、広く市民の方々から意見を募りました。

1 瑞浪市の人口動態等の現状

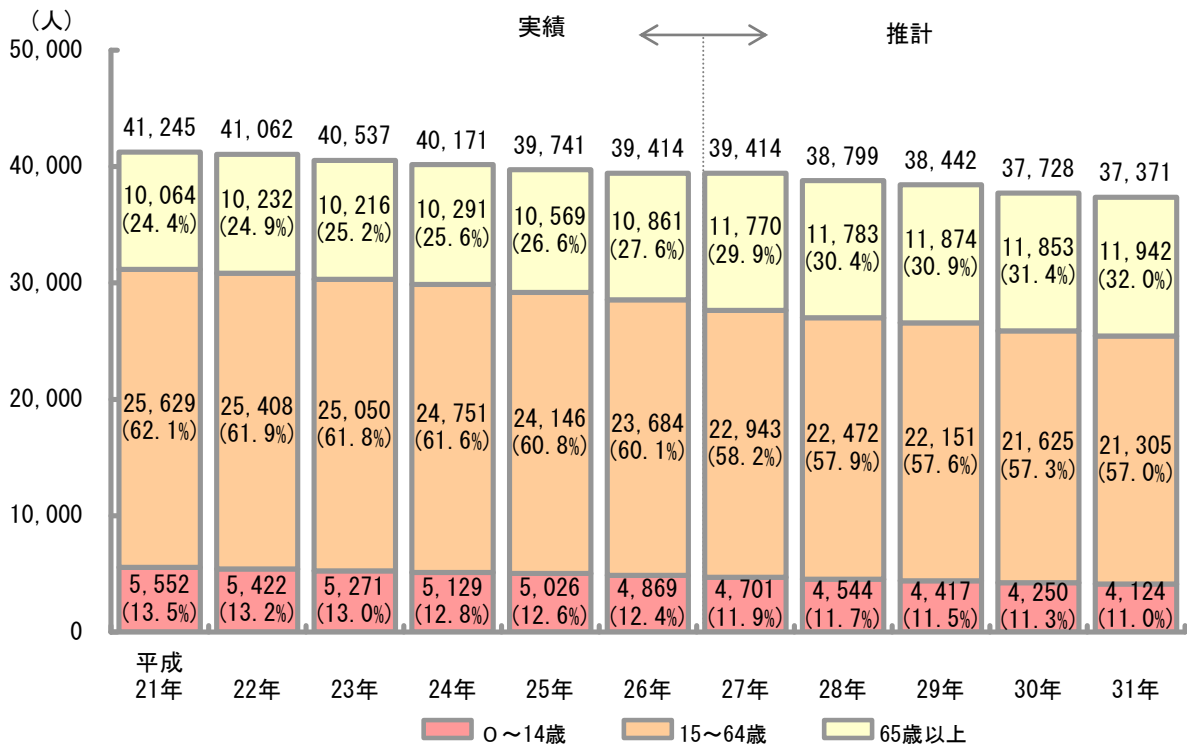
(1) 人口推移と推計

瑞浪市の人口推移と推計をみると、総人口は年々減少しており、平成26年4月1日現在で39,414人となっています。平成27年以降の推計人口は、年々減少していくことが推測されます。

また、年齢3区分別人口構成の推移を見ると、0～14歳の割合は年々減少しているものの、65歳以上の割合は年々増加しており、少子高齢化が進んでいます。



【 人口推移と推計 】

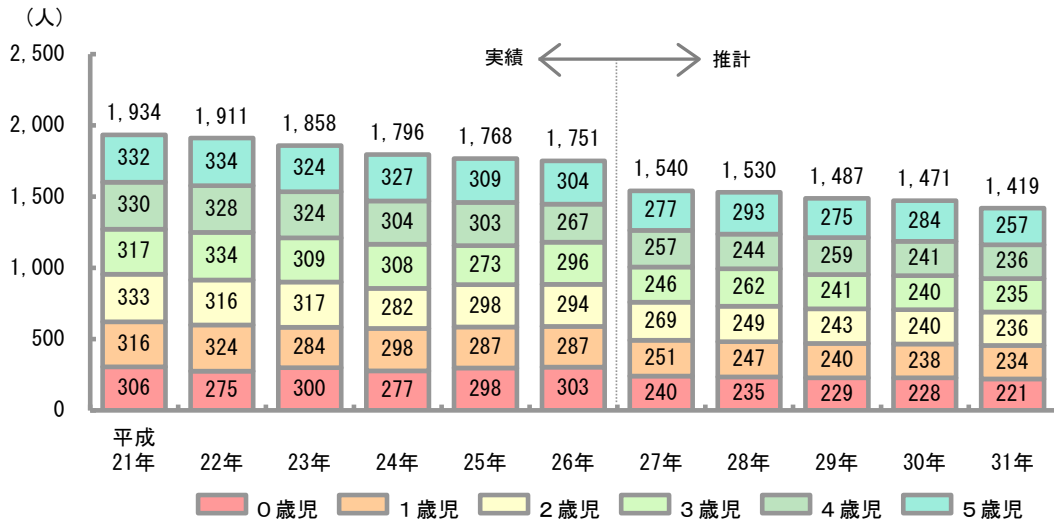


資料：住民基本台帳（4月1日現在 外国人人口を含む） 推計人口については、庁内資料

(2) 子どもの人口の推移と推計

瑞浪市の子どもの人口の推移と推計をみると、0歳から5歳の子どもの人口は、年々減少しており、平成26年4月1日現在で1,751人となっています。平成27年以降の推計人口は減少が続くと推測されます。

【 子どもの人口の推移と推計 】

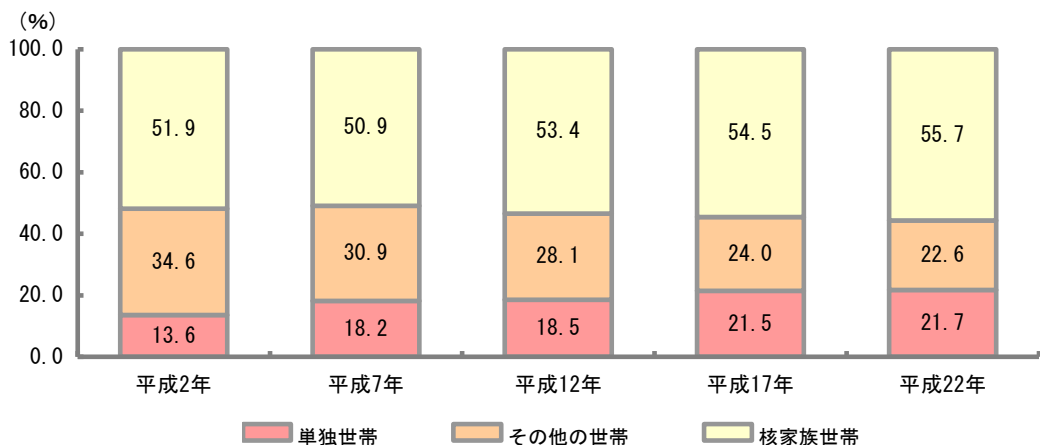


資料：住民基本台帳（4月1日現在 平成21～平成24は外国人人口を加味）
推計人口については、庁内資料

(3) 世帯構成の状況

瑞浪市の世帯構成の推移をみると、核家族世帯の占める割合が最も高く、5割を超え増加傾向で推移しています。また、単独世帯の占める割合も増加傾向であり、核家族、単独世帯を合わせて全体の4分の3を超えています。親子3世代以上の世帯を含む、その他の世帯の割合が、先細りに減少しています。

【 世帯構成の推移 】



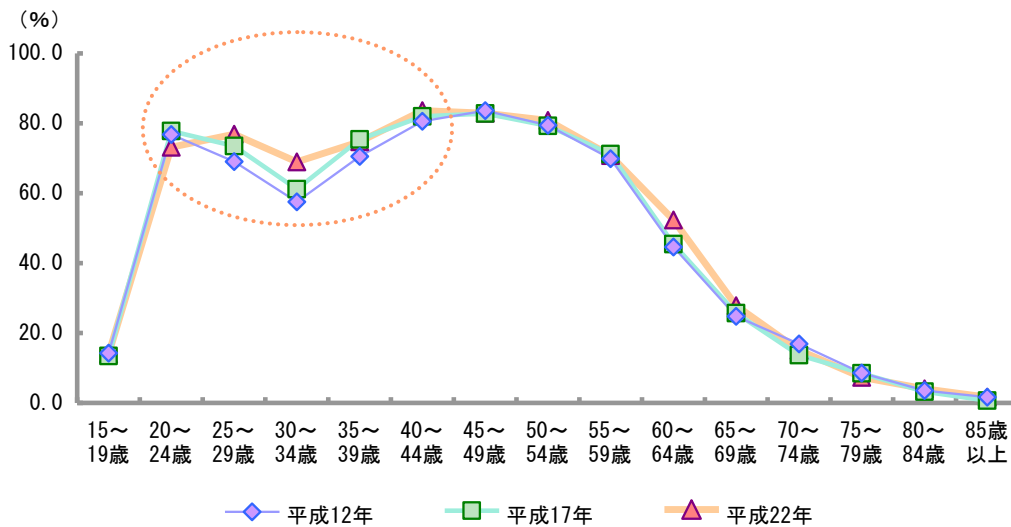
資料：国勢調査

(4) 女性の労働状況

瑞浪市の女性の年齢別労働力率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。しかし、30～34歳の労働力率は年々上昇し、M字カーブの落ち込みは緩やかになっています。

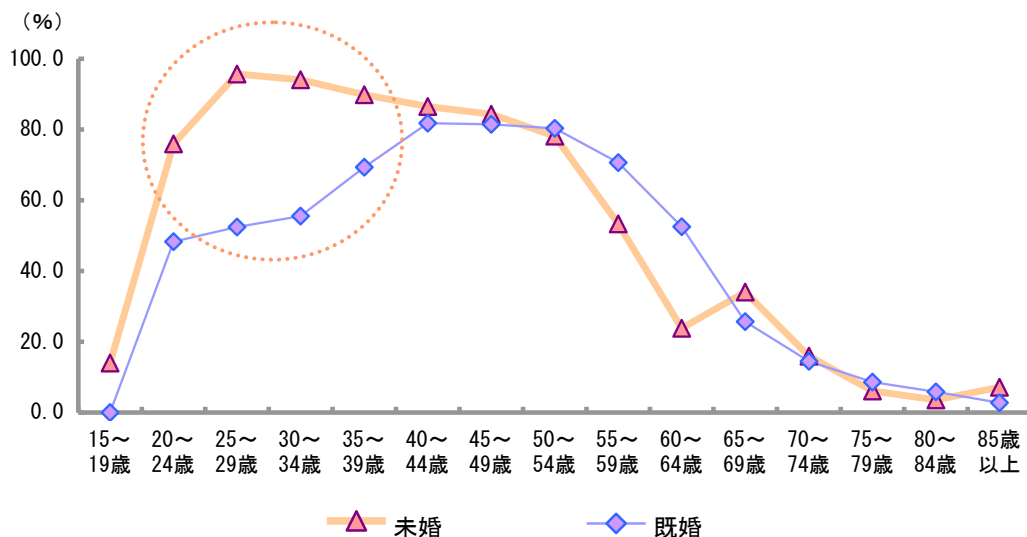
また、女性の未婚・既婚別労働力率をみると、既婚に比べ未婚の20歳代から30歳代において、労働力率が20ポイント以上高くなっており、特に25～29歳で43.3ポイントの差となっています。

【 女性の年齢別労働力率 】



資料：国勢調査

【 女性の未婚・既婚別労働力率（平成22年） 】

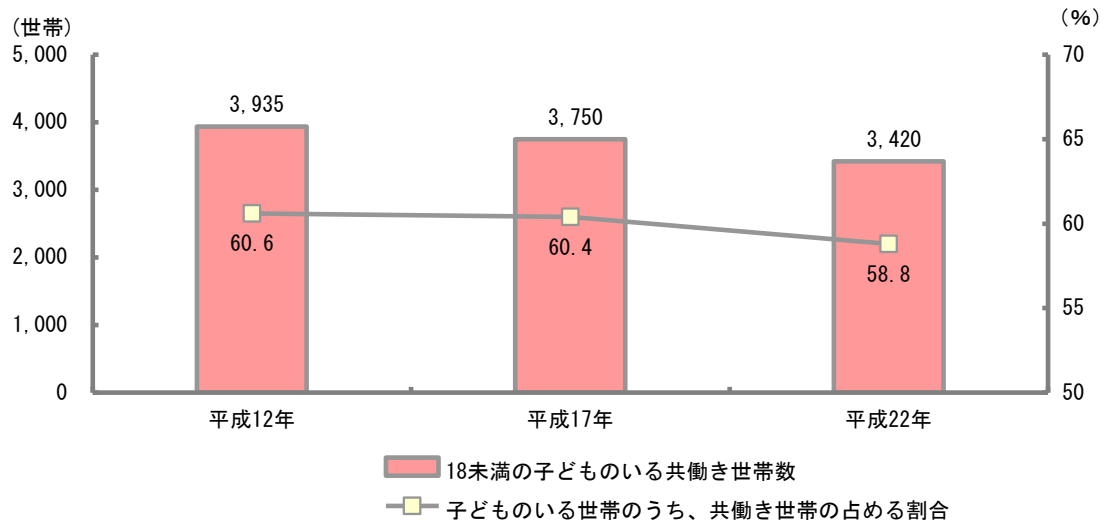


資料：国勢調査

瑞浪市の共働き世帯の状況をみると、子どものいる共働き世帯数は減少傾向にあり、平成22年で3,420世帯となっています。

また、18歳未満の子どものいる世帯のうち、共働き世帯の占める割合は、横ばいから平成22年で減少し、58.8%となっています。

【 共働き世帯の状況 】



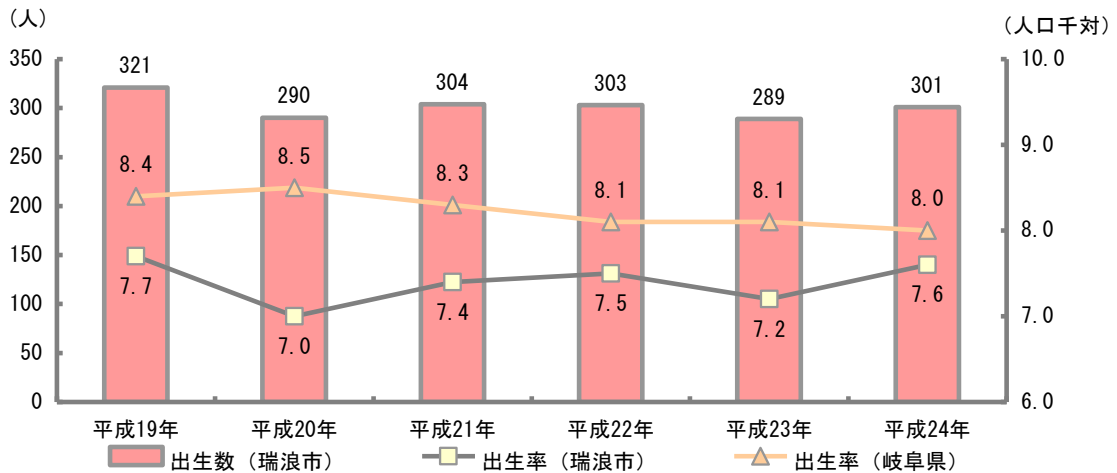
資料：国勢調査

(5) 出生の動向

瑞浪市の出生数及び出生率の推移をみると、出生数は概ね各年で増減を繰り返して推移しており、平成24年では301人となっています。

出生率は、年により増減を繰り返しながらも、平成20年から増加傾向にあります。しかし、岐阜県の出生率を各年で下回っています。

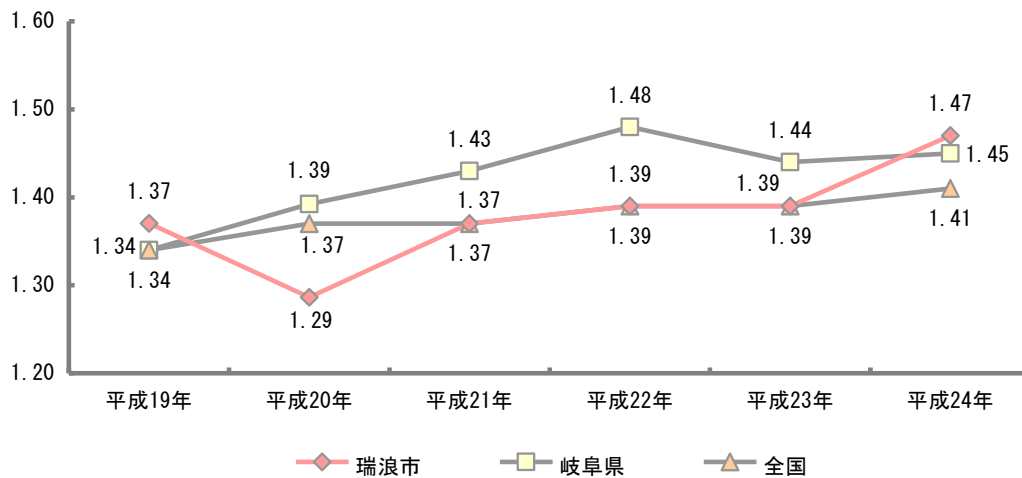
【 出生数及び出生率（人口千対）の推移 】



資料：岐阜県衛生年報

合計特殊出生率とは、15歳～49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの平均の子どもの数であり、この数字は一般に少子化問題との関係で用いられます。

【 合計特殊出生率の推移 】



資料：岐阜地域の公衆衛生（東濃西部）

2 アンケートから見られる現状

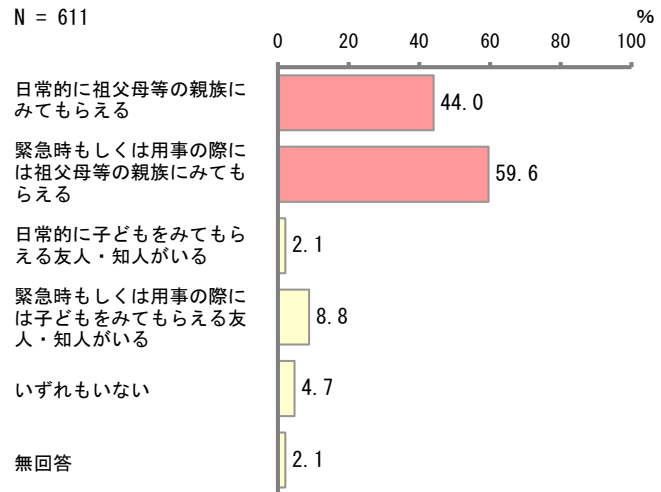
(1) お子さんご家族の状況について

① 子どもをみてもらえる親族・知人

- 「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が59.6%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が44.0%となっています。

【就学前児童調査】

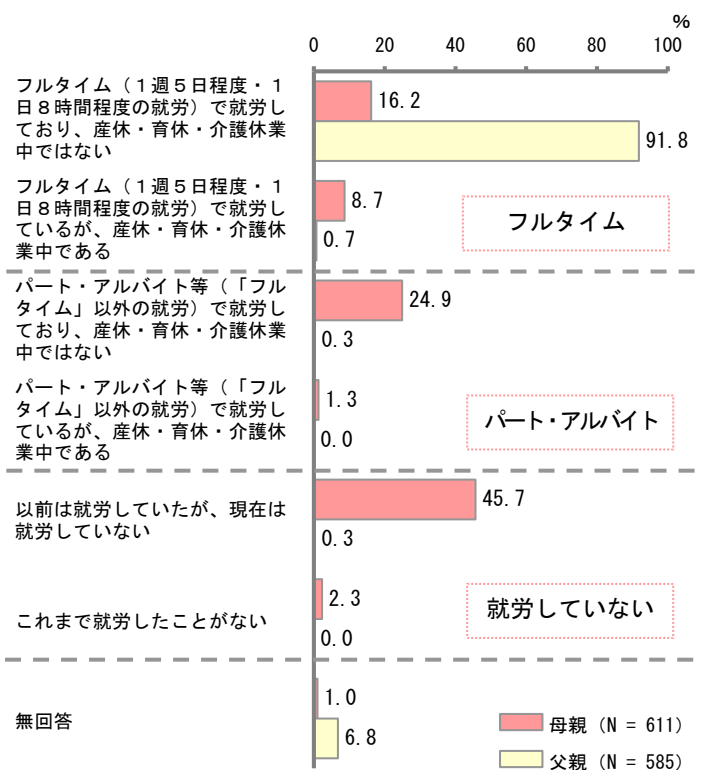
N = 611



② 母親と父親の就労状況

- 母親では、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が45.7%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が24.9%、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が16.2%となっています。
- 父親では、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が91.8%と最も高くなっています。

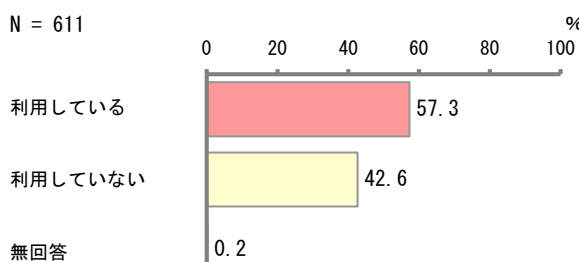
【就学前児童調査】



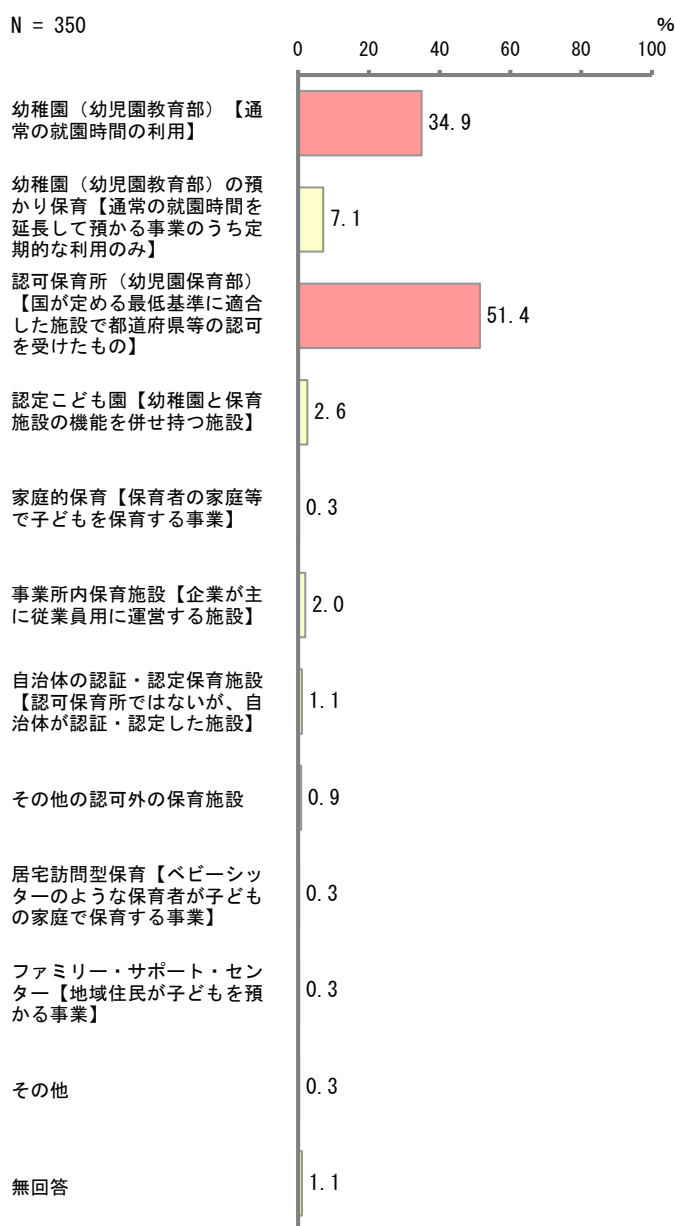
(2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

① 平日利用している教育・保育事業

【就学前児童調査】



【就学前児童調査】



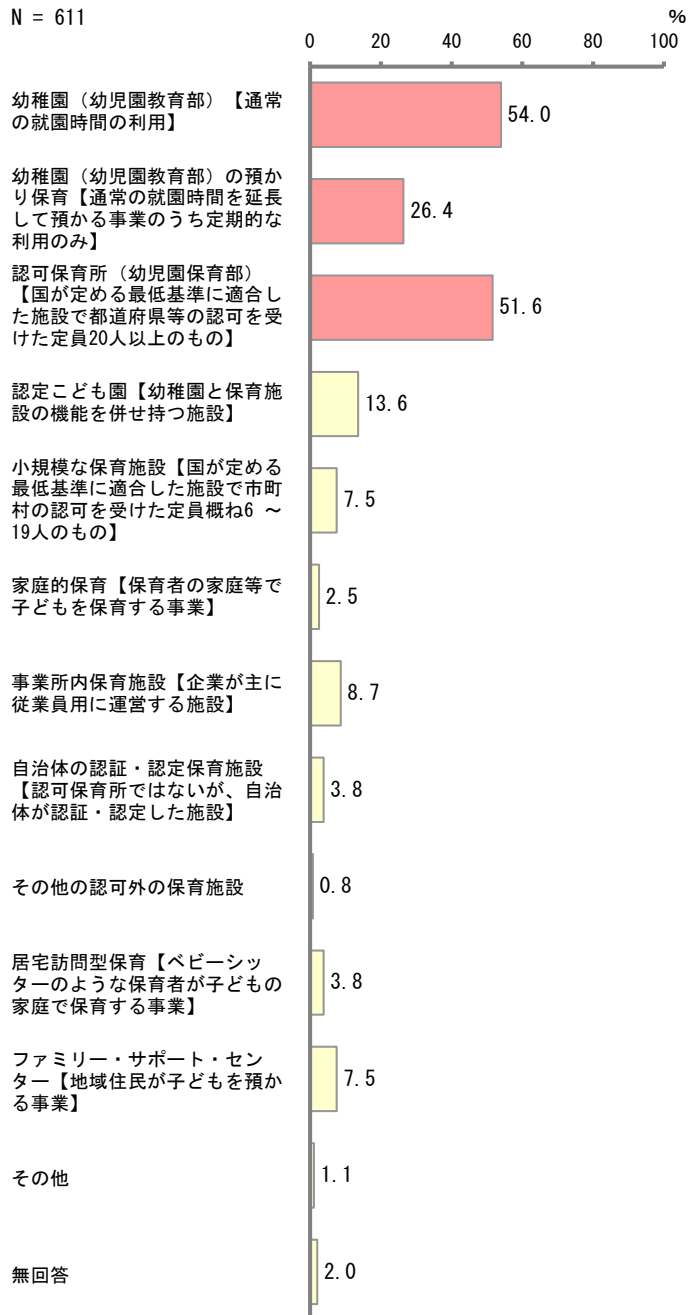
- 幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育の事業」を利用している割合は全体で57.3%となっています。
- その内訳は、「認可保育所（幼稚園教育部）【国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けたもの】」の割合が51.4%と最も高く、次いで「幼稚園（幼稚園教育部）【通常の就園時間の利用】」の割合が34.9%となっています。

② 平日利用したい教育・保育事業

・現在、利用している、利用していないにかかわらず、お子さんの平日の教育・保育の事業として「定期的に」利用したいと考える事業については、「幼稚園（幼稚園教育部）【通常の就園時間の利用】」の割合が54.0%と最も高く、次いで「認可保育所（幼稚園教育部）【国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員20人以上のもの】」の割合が51.6%、「幼稚園（幼稚園教育部）の預かり保育【通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ】」の割合が26.4%となっています。

【就学前児童調査】

N = 611



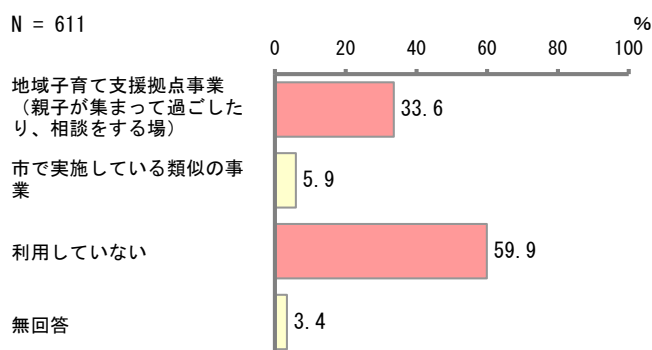
(3) 地域の子育て支援事業の利用状況について

① 地域子育て支援拠点事業の利用状況

・地域子育て支援拠点事業（親子が集まって過ごしたり、相談をしたり、情報提供を受けたりする場）を利用しているかについて、「利用していない」の割合が59.9%と最も高く、次いで「地域子育て支援拠点事業（親子が集まって過ごしたり、相談をする場）」の割合が33.6%となっています。

【就学前児童調査】

N = 611

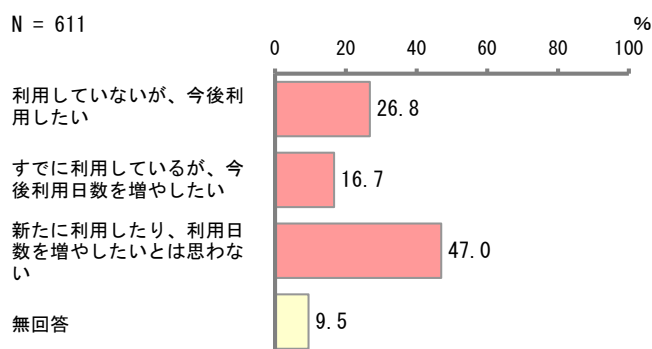


② 地域子育て支援拠点事業の利用希望

・地域子育て支援拠点事業を利用したいかについて、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」の割合が47.0%と最も高く、次いで「利用していないが、今後利用したい」の割合が26.8%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」の割合が16.7%となっています。

【就学前児童調査】

N = 611

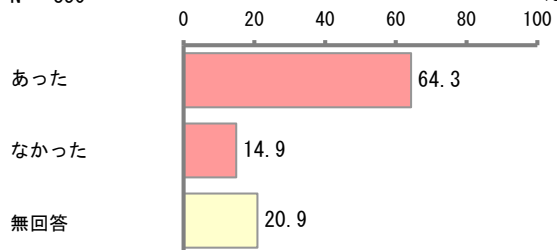


(4) 一時預かり等の短時間サービスについて

① 病気やケガで通常の事業が利用できなかったこと、その主な対処方法

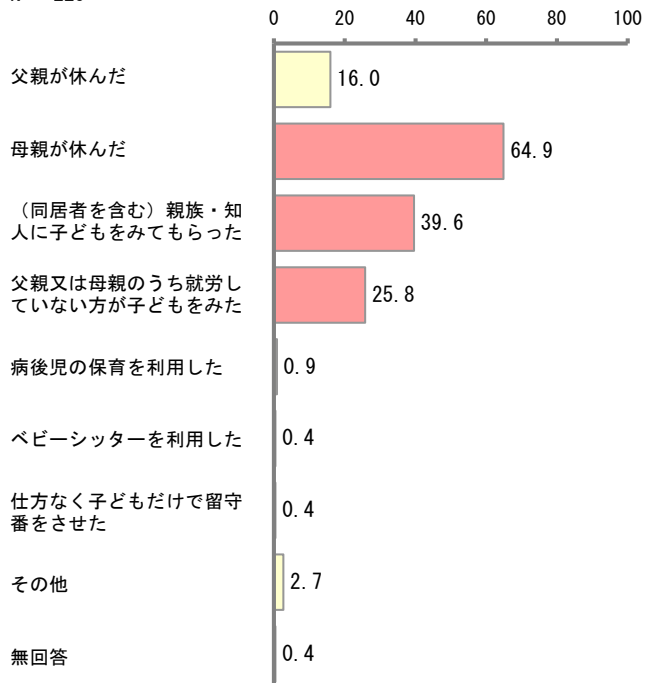
【就学前児童調査】

N = 350



【就学前児童調査】

N = 225



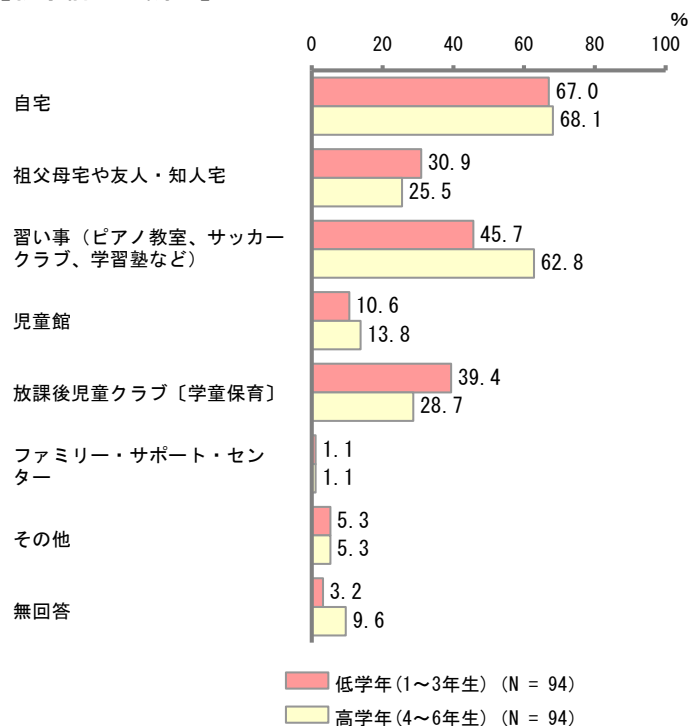
- 1年間に病気やケガで通常の事業が利用できなかったことについて、「あった」の割合が64.3%、「なかった」の割合が14.9%となっています。
- 対処方法として、「母親が休んだ」の割合が64.9%と最も高く、次いで「(同居者を含む) 親族・知人に子どもをみてもらった」の割合が39.6%、「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」の割合が25.8%となっています。

(5) 小学校就学後の放課後の過ごし方について

① 就学前児童の保護者の小学校にあがってからの希望

- お子さんについて、小学校にあがってからの放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいかについて、小学校低学年（1～3年生）では、「自宅」の割合が67.0%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が45.7%、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」の割合が39.4%となっています。
- 小学校高学年（4～6年生）では、「自宅」の割合が68.1%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が62.8%、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」の割合が28.7%となっています。

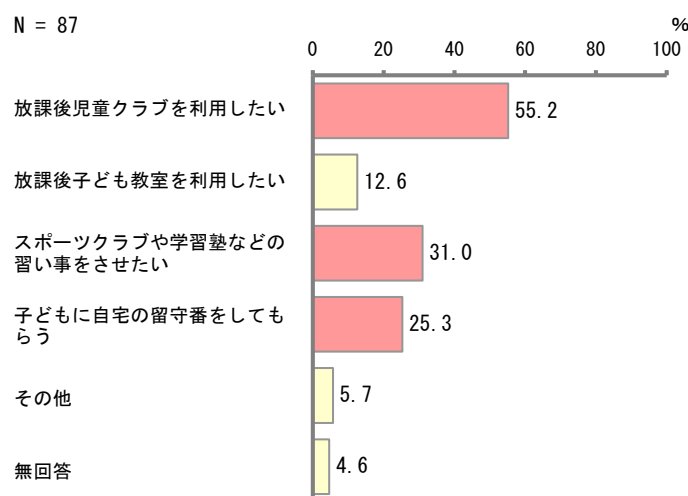
【就学前児童調査】



② 就学児の保護者の希望

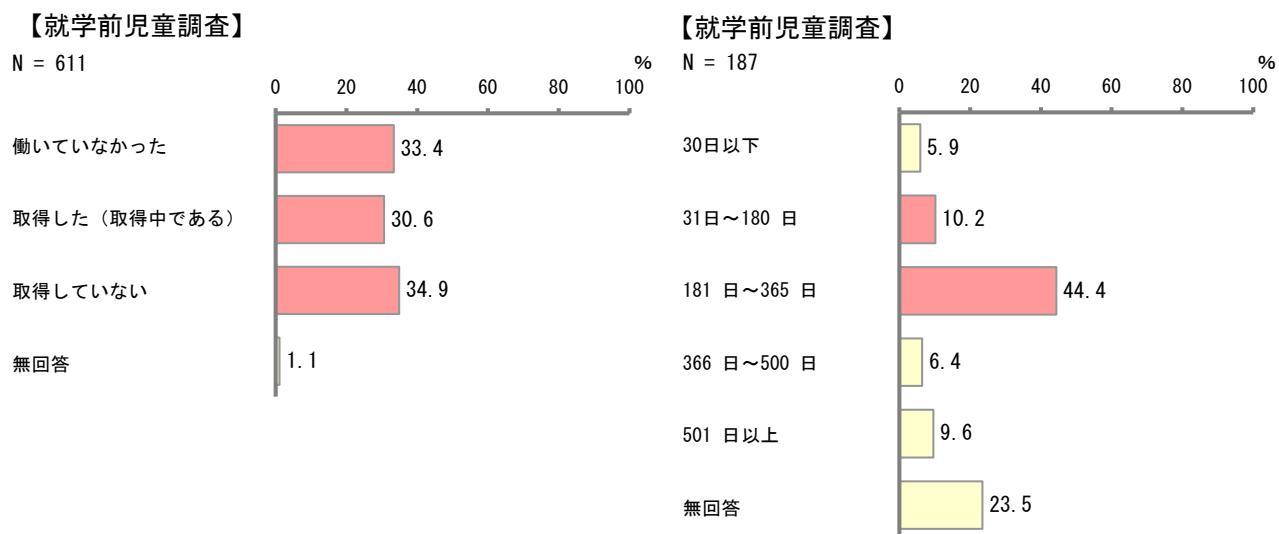
- お子さんについて、小学4年生以降の放課後の過ごし方について、どのような場所で過ごさせたいかについてでは、「放課後児童クラブを利用したい」の割合が55.2%と最も高く、次いで「スポーツクラブや学習塾などの習い事をさせたい」の割合が31.0%、「子どもに自宅の留守番をしてみよう」の割合が25.3%となっています。

【就学児調査】



(6) 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について . . .

① 育児休業の取得状況と、育児休業の取得日数



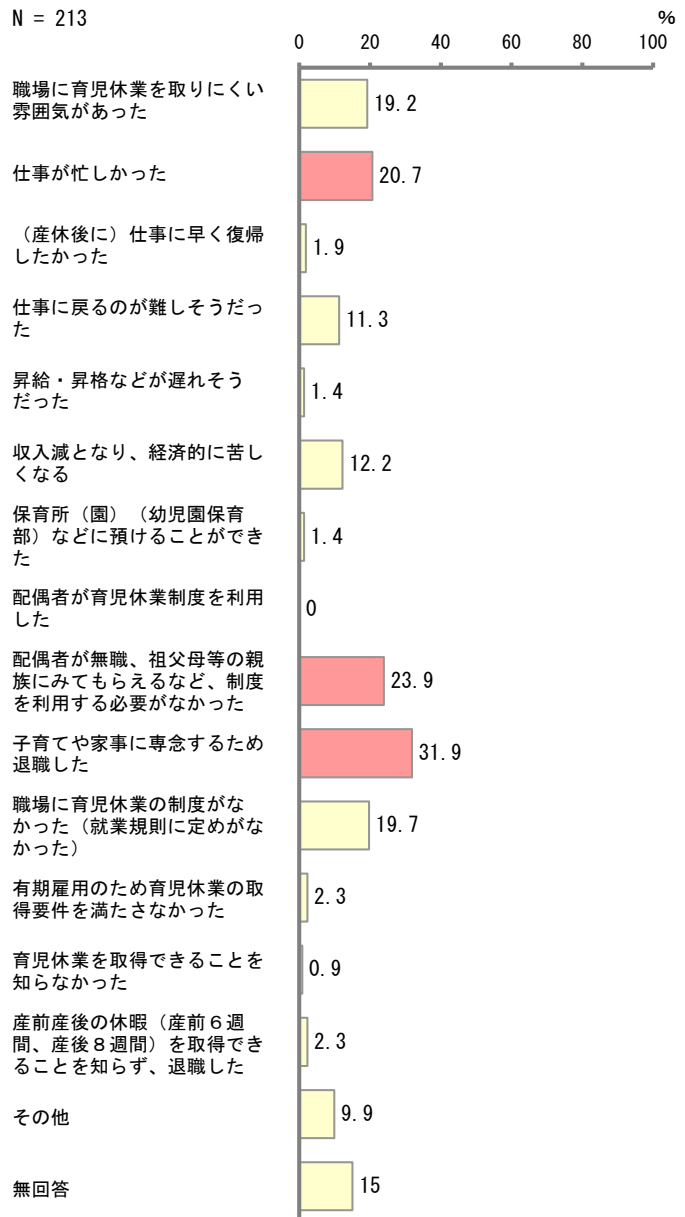
- 育児休業について、「取得していない」の割合が34.9%と最も高く、次いで「働いていなかった」の割合が33.4%、「取得した (取得中である)」の割合が30.6%となっています。
- 育児休業の取得日数では、「181日～365日」の割合が44.4%と最も高く、次いで「31日～180日」の割合が10.2%となっています。

② 取得していない理由

- 「子育てや家事に専念するため退職した」の割合が31.9%と最も高く、次いで「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」の割合が23.9%、「仕事が忙しかった」の割合が20.7%となっています。

【就学前児童調査】

N = 213

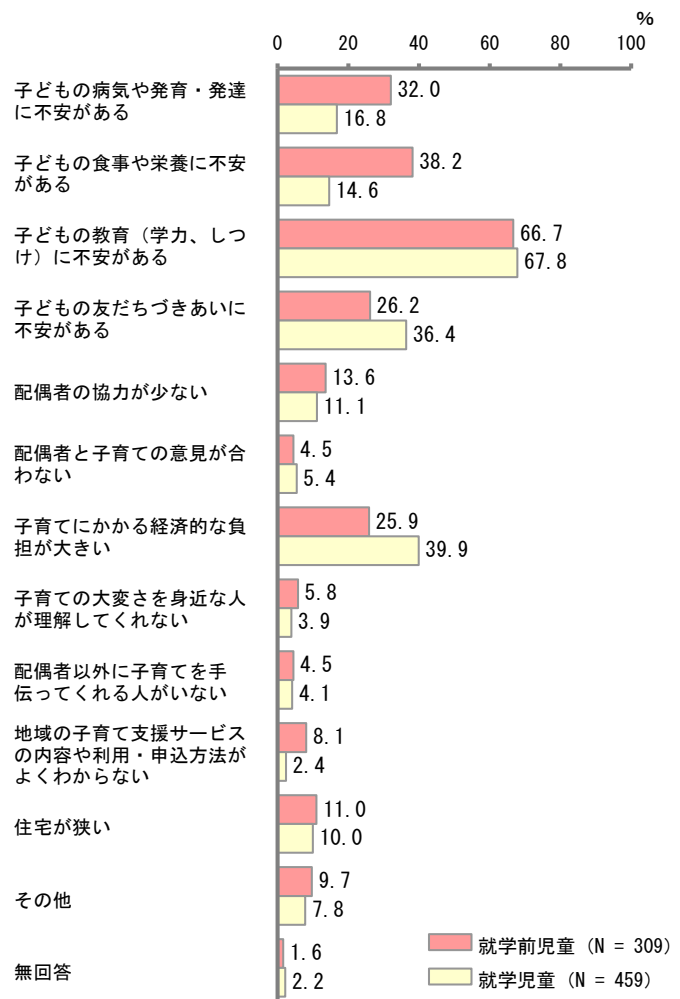


(7) 子育て全般について

① 子育てに関して日常悩んでいること気になること

- 子育てに関して、日常悩んでいること、または気になることについて、就学前児童調査では、「子どもの教育(学力、しつけ)に不安がある」の割合が66.7%と最も高く、次いで「子どもの食事や栄養に不安がある」の割合が38.2%、「子どもの病気や発育・発達に不安がある」の割合が32.0%となっています。
- 就学児調査では、「子どもの教育(学力、しつけ)に不安がある」の割合が67.8%と最も高く、次いで「子育てにかかる経済的な負担が大きい」の割合が39.9%、「子どもの友だちづきあいに不安がある」の割合が36.4%となっています。

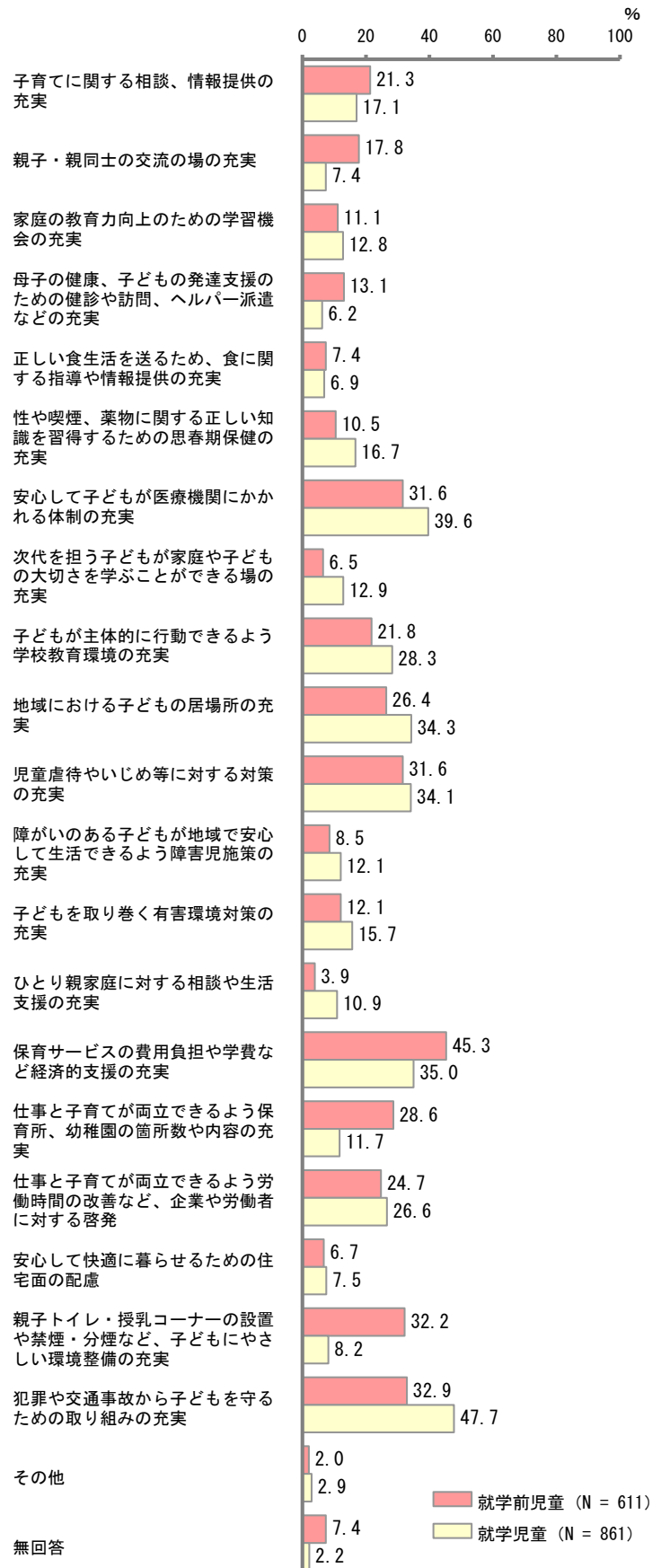
【就学前児童・就学児調査】



② 子育てで必要な支援・対策

- 子育てで必要な支援・対策について、就学前児童調査では、「保育サービスの費用負担や学費など経済的支援の充実」の割合が45.3%と最も高く、次いで「犯罪や交通事故から子どもを守るための取り組みの充実」の割合が32.9%、「親子トイレ・授乳コーナーの設置や禁煙・分煙など、子どもにやさしい環境整備の充実」の割合が32.2%となっています。
- 就学児調査では、「犯罪や交通事故から子どもを守るための取り組みの充実」の割合が47.7%と最も高く、次いで「安心して子どもが医療機関にかかれる体制の充実」の割合が39.6%、「保育サービスの費用負担や学費など経済的支援の充実」の割合が35.0%となっています。

【就学前児童・就学児調査】



3 瑞浪市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題

本市の子どもをめぐる現状やニーズ調査の結果などから、子ども・子育て支援施策の充実に向けて、以下のような課題が考えられます。

(1) 母子の健康の確保及び増進

現状と課題

妊婦が安心して妊娠・出産に臨み、赤ちゃんを健やかに育てていくことができるよう、各種健診や訪問指導、相談等の実施による、子どもと親の健康の確保と増進に向けた体制のさらなる充実が必要となっています。

(2) 心身の健やかな成長に資する子育て環境の整備

現状と課題

本市の就学前児童数は、減少傾向で推移しています。少子化の進行により、家庭や地域で他の子どもと関わる機会が減少しており、教育・保育施設における集団教育・保育の持つ意義はますます高まっています。乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基盤となる時期で、子どもの心身の健やかな成長にきわめて重要であり、こうした中、集団の中での学びの機会を確保し、すべての子どもが等しく質の高い教育・保育を受けられる環境整備が必要です。

(3) 地域における子育ての支援

現状と課題

本市の女性の年齢別労働力率をみると、平成12年の国勢調査に比べ、平成22年では、子育て世代の30歳代、40歳代の労働力率が高くなっており、働く母親が増えていることがうかがえます。

子どもの教育・保育においては、幼児期の多様な活動を経験することにより、豊かな感性とともに好奇心、探究心や思考力が養われ、その後の生活や学びの基礎となります。また、幼児教育は生涯にわたる人格形成の基礎となります。

今後も、働く母親が増えていく中で、子育てに対する不安や負担を一人で抱え込むことがないように、適切な助言や公的なサービスを受け、気軽に相談できる場を提供することにより必要な世帯に支援が行き届き、身近な地域での様々な世代の人々が親子を応援できる環境にしていくことが必要です。

(4) 個々の家庭の特性に応じたきめ細かな支援 ●●●●●●●●●●●●●●●●

現状と課題

近年、幼稚園・保育所・学校において発達障害など特別な配慮を要する児童が増加の傾向にあります。従来の3障害（身体・知的・精神）に加え、発達障害（自閉症・LD・ADHD・アスペルガー症候群等）を含めた支援のあり方が課題となっています。また、医療ケアを必要とする児童の支援の充実も求められています。

障害児や発達に偏りのある児童の自立には、乳幼児期からの継続的な支援が重要であり一人ひとりの多様なニーズに応じた相談・支援体制の充実が必要です。

※ LD：学習障害

※ ADHD：注意欠陥、多動性障害

※ アスペルガー症候群：知的障害を伴わないものの、興味、コミュニケーションについて特異性が認められる広汎性発達障害の一種

1 基本理念

本市の子ども・子育て支援施策の推進にあたり、目指すべき基本理念を次のとおり掲げます。



みんなで守り、みんなで育む みんなの笑顔が満ちる子育て

子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、社会の発展に欠かすことができません。そのためにも、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもとともに、親も親として成長していくことが大切です。

人が家庭を、家庭が地域を、地域がまちを築いていくことから、子どもは地域やまちの成長の根幹であり、財産であるといえます。次代を担う子どもの健全育成は、保護者の力だけでなく、地域の人たち・社会全体の力を合わせながら図られるべきです。

瑞浪らしい個性と魅力、強みを活かしながら、子どもたちの笑顔がにぎわいと活気のあるまちを生み出し、親をはじめ、すべての市民が心から「住んでよかった」、「住み続けたい」と思えるよう、基本理念として、『みんなで守り、みんなで育む みんなの笑顔が満ちる子育て』を実現できるような、子育て支援の施策を推進します。

2 基本的な視点

子どもたちの幸せな未来のために

子どもの育ちとして大切なことは、夢を持った人として育つことが大切で、それが子どもたちの本当の幸せにつながります。そのためにも、瑞浪市で育つ子どもが家族の愛情の下に養育され、自らも家族の一員としての様々な役割を果たしながら成長を遂げていける必要があります。

子どもの視点に立ち、幼児期的人格形成を培う教育・保育については良質かつ適切な内容及び水準のものとなるように配慮し、子どもの健やかな発達が保障され「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す取り組みを進めます。

切れ目のない支援

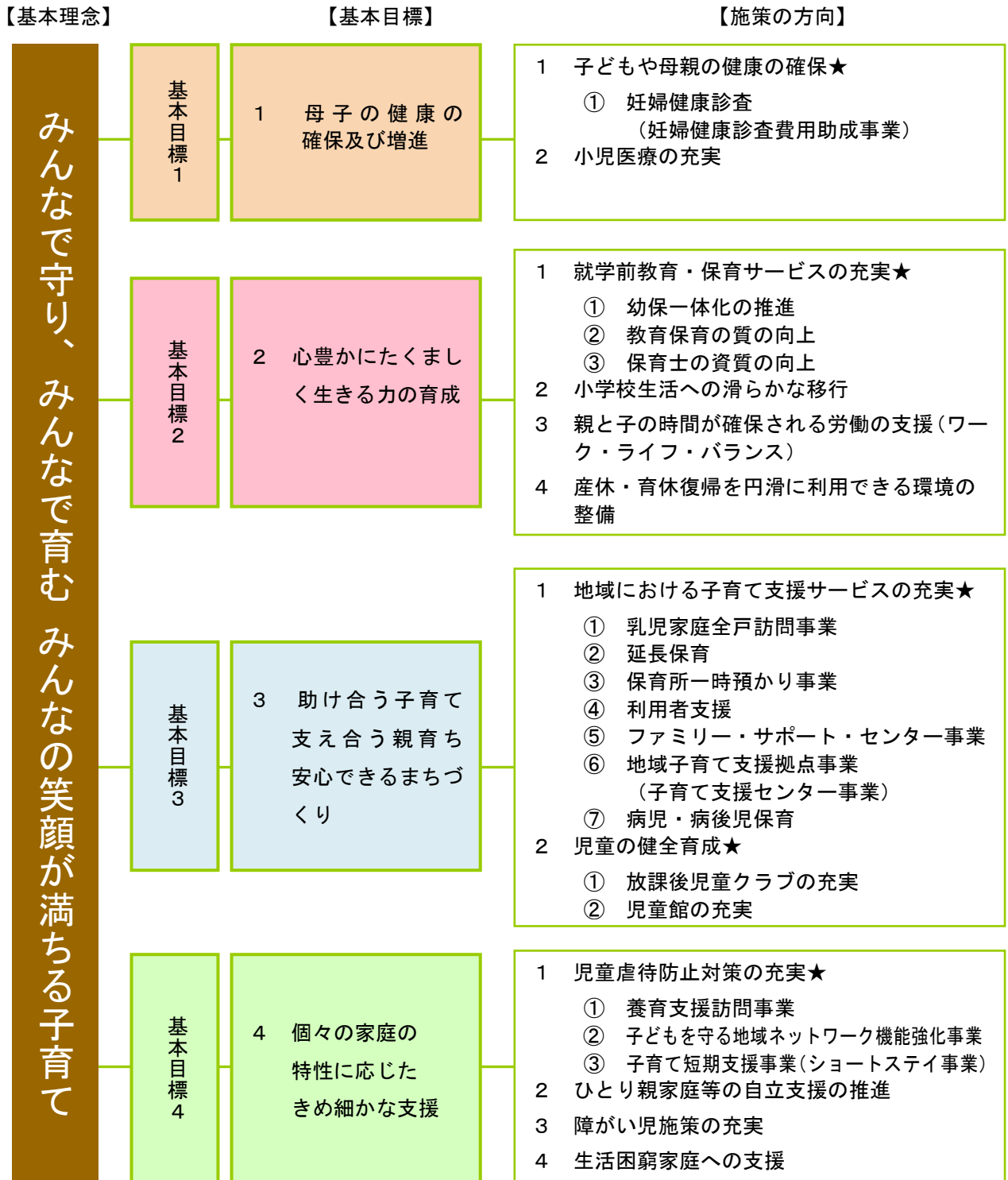
「すべての家庭及び子ども」に対して、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質・量両面にわたり充実させ、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくため、保護者の気持ちを受け止め、子どもと子育てに寄り添いながら相談や適切な情報提供を行うこと、発達段階に応じた子どもとの関わり方等に関する保護者の学びの支援を進めます。

地域社会全体による支援

「すべての子どもと家庭」への支援を実現するため、社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、身近な地域で子どもや子育てを見守り、支えあうことができるような仕組みづくりに取り組みます。

3 施策の体系

本計画は、基本理念を実現するため、4つの基本目標で構成されています。



★の施策の方向については、第4章で平成27年度からの5年間の量の見込みと確保方策について記載しています

4 基本目標・施策の方向性

基本理念『みんなで守り、みんなで育む みんなの笑顔が満ちる子育て』の実現に向け、4つの基本目標を掲げ計画を推進するものとします。

4つの基本目標は、瑞浪市次世代育成支援対策行動計画（後期計画）や子ども・子育て支援法の動向を踏まえた、「基本目標（1）母子の健康の確保及び増進」、「基本目標（2）心豊かにたくましく生きる力の育成」、「基本目標（3）助け合う子育て 支え合う親育ち安心できるまちづくり」、「基本目標（4）個々の家庭の特性に応じたきめ細かな支援」の柱で構成します。

基本目標 1 母子の健康の確保及び増進

安心して健やかに子どもを生き育てることができるように、安全で快適な妊娠・出産環境を確保するとともに、乳幼児期からの子どもの健やかな発育、発達を支えるための保健医療体制の充実を推進します。

（1）子どもや母親の健康の確保

① 妊婦健康診査（妊婦健康診査費用助成事業）

妊婦が受ける健康診査（妊婦健康診査）に係る費用を一部助成することにより、妊婦の健康管理の充実及び経済負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができる体制を確保していきます。

（2）小児医療の充実

子育て家庭への経済的負担支援策として乳幼児への医療費助成や、子どもの健やかな成長や安心・安全な子育てのために周辺自治体・関係機関と連携をとりながら休日・夜間の診療体制の充実を図ります。

基本目標2 心豊かにたくましく生きる力の育成

子どもたちが心身ともに健やかに成長できるように、子ども自らの生きる力を培い、伸ばし、支えていくため、教育・保育環境を整備します。また、親が働きながら安心して子どもを育てることができるように、子育てと仕事とのバランスがとれる働き方を支援する取り組みを推進します。

(1) 就学前教育・保育サービスの充実 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●

① 幼保一体化の推進

国では、幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、地域における子育て支援機能を果たすことが義務付けられている施設として認定こども園を推進しています。

現在、本市では、幼児園として幼稚園児と保育園児が同じ園の中で一緒に生活をしながら合同活動を行う幼保一体化を行っています。

今後も引き続き、幼児園において、保護者の就労状況に関わらず、保護者ニーズに 대응することができるよう幼保一体化を推進していきます。

② 教育保育の質の向上

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる最も重要な時期です。

本市では、生きる力の基礎を養う就学前教育と子どもの最善の利益を考慮した温かい保育を推進してきました。今後も乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、質の高い教育保育の提供に努めます。

また、家庭における教育力が低下する中、ブックスタート事業や子育て支援センターでの読み聞かせ事業、参加型の保護者参観や子育てに関する講演会等の開催など親子で気軽に取り組めるような学習機会の提供やきっかけづくりに努めます。

③ 幼稚園教諭・保育士の資質の向上

就学前教育・保育の基本理念のもと、幼稚園教諭・保育士が、すべての子どもの健やかな育ちに向けて、研修体制を見直し、より効果的な実施方法の検討を行います。

また、園内研修や教育・保育の専門性を高める研修、保・幼・小の連携を図り乳幼児期の諸課題を解決するための研修等を組織的・継続的に実施し、資質の向上に努めます。

（２）小学校生活への滑らかな移行 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

本市では、保・幼・小・中連絡会議の実施など保育士、教職員、主任児童委員など関係機関の連携を密にして幼保一体化の取り組みを推進してきました。引き続き、子どもの発達や学びの連続性を踏まえ、教育・保育関係者や機関が相互理解を深め、小学校生活への円滑な移行を目指し、連携を強化します。

（３）親と子の時間が確保される労働の支援（ワーク・ライフ・バランス） ●●●●

今日の社会情勢の中で、労働力を確保することは重要な課題です。そのためには、働く親を持つ子どもの気持ち尊重される社会が必要であり、親と子の時間が確保される労働の支援が求められます。

仕事と子育てを両立する上で、保育サービスの充実に加え、育児休業が取得しやすい職場環境、妊娠中や育児期間中の勤務軽減等、事業所における子育てへの支援が重要になります。

家庭の重要性を再認識し、仕事優先型の働き方の見直しや子育てしやすい職場環境づくりを浸透、定着させることができるよう、市民や事業所に対する意識啓発を進めていきます。

（４）産休・育休復帰を円滑に利用できる環境の整備 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

女性が働きながら子育てを行うために、保育サービス等の充実は必要不可欠であることから、子どもにとって良好な保育環境の「質」の確保を図ります。

また、保護者が、産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育又は地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供を行います。

子どもと親を取りまく教育・保育施設その他の施設等に従事する職員等、そして地域の人たちを含めたすべての大人が一体となって、それぞれの立場で最善のかかわりができるようにしていくことが必要です。また、子育てをしているすべての家庭が子育てにともなう喜びを実感できるように、地域における多様な人材や資源を活用し、行政と地域が一つとなって様々な子育て支援の取り組みを推進します。

また、これらの取り組みを通じて、一人でも多くの市民が心から「住んでよかった」、「住み続けたい」と思えるような、心のつながりづくりを進めていきます。

(1) 地域における子育て支援サービスの充実 ●●●●●●●●●●●●●●●●

① 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業は、生後 4 か月までの乳児がいる家庭に助産師等が訪問する事業です。訪問者は、子育てに関する情報を提供するとともに、保護者から育児に関する話をお聴きすることで、育児の孤立化を防ぎ、安心して子育てができ、赤ちゃんがすこやかに成長できるように支援します。

訪問以降も継続して支援が必要な家庭には、関係課と連携を図り支援していきます。

② 延長保育

保護者の就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、開所時間を超えた保育を実施し、就労世帯等の支援を図ります。

現在の提供体制を維持しながら、今後は、子どもへの負担も考慮しながら保育環境の充実を図っていきます。

③ 保育所一時預かり事業

保護者のパート就労や病気等により家庭において保育を受けることが一時的に困難となる場合や、保護者の育児の負担軽減やリフレッシュのため、乳幼児を保育所等において一時的に保育する事業です。子育て世帯の支援を図るため、検討を進めていきます。

④ 利用者支援

子ども及び保護者が、幼稚園・保育所での教育・保育や、延長保育、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう支援を行う事業です。実施ができる体制の検討を進めていきます。

本市では近年の都市化にともない家庭のあり方が多様化している状況がうかがえることから、すべての子どもの健やかな成長を支援するために、悩みや不安・問題を抱える保護者や子どもの特性に合わせた支援を継続していきます。

(1) 児童虐待防止対策の充実

① 養育支援訪問事業

児童の養育について支援が必要でありながら、自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に対し、保健師、家庭児童相談員など専門職の訪問による相談や指導などの支援を行います。

養育が困難な家庭への早期支援、継続支援は虐待予防に重要な役割を果たしているため、今後も関係機関と連携しながら事業を展開していきます。

② 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化や地域住民への周知を図る取り組みを実施します。

③ 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

子育て短期支援事業（ショートステイ事業）では、児童の保護者が、出産や病気などの社会的事由で一時的に家庭において養育できない場合に児童養護施設等で養育保護をします。

最近では育児疲れによる利用も増えており、よりきめ細かな対応が必要になってきています。今後は他市町の関係機関と連携して、それぞれの家庭のニーズに対応できるよう実施に向けた検討を進めていきます。

(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

本市では近年、ひとり親家庭等が増加しており、家事や子育て、経済的な問題など家庭生活において多くの問題を抱えているケースが少なくありません。今後もひとり親家庭等の親と子が安心して暮らしていけるよう精神的、経済的な支援に関する情報提供や相談体制の充実を図ります。

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしています。

現在、瑞浪市では、公立の幼稚園は学区に関わらず利用されており、また、市内の保育所は低年齢の保育利用が一時的に利用超過の状態であり、今後の子どもの数の増減を踏まえて、保育ニーズに対応していくには広域での調整を図っていくことが求められます。

これらの理由から、市全域を1圏域として教育・保育提供区域の基本とした上で、需要分析を行い、1圏域の妥当性をみていくものとします。



2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方

平成27年度からスタートする子ども・子育て支援新制度では、市町村において5年を1期とする「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとされており、幼稚園や保育所などの整備、地域子ども・子育て支援事業の実施について、必要とされる量の見込みを算出し、その提供体制の確保の内容及び実施時期を定めることとなっています。

(1) 「量の見込み」は、「認定区分」、「家庭類型」などから算出します ●●

① 認定区分について

年齢と保育の必要性（事由・区分）に基づいて、1・2・3号認定に区分します。

以下のとおり、これまでの保育所の利用要件である「保育に欠ける事由」に追加や緩和がされています。

現行の「保育に欠ける」事由 (児童福祉法施行令27条)

○以下のいずれかの事由に該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められること

- ① 昼間労働することを常態としていること（就労）
- ② 妊娠中であるか又は出産後間がないこと（妊娠、出産）
- ③ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること（保護者の疾病、障害）
- ④ 同居の親族を常時介護していること（同居親族の介護）
- ⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること（災害復旧）
- ⑥ 前各号に類する状態にあること（その他）

新制度における「保育の必要性」の事由

○以下のいずれかの事由に該当すること
※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能

① 就労

- ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く）
- ・居宅内の労働（自営業、在宅勤務等）を含む。

② 妊娠、出産

③ 保護者の疾病、障害

④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護

- ・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護

⑤ 災害復旧

⑥ 求職活動

- ・起業準備を含む

⑦ 就学

- ・職業訓練校等における職業訓練を含む

⑧ 虐待やDVのおそれがあること

⑨ 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること

⑩ その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

長時間（主にフルタイムの就労を想定。現行の 11 時間の開所時間に相当）及び短時間（主にパートタイムの就労を想定。）の 2 区分の保育必要量を設けることになります。

上記内容に加え、年齢で区分すると認定区分は、以下のとおりとなります。

	保育を必要とする		保育を必要としない	
0～2歳児	3号認定	保育標準時間利用（11時間）		
		保育短時間利用（8時間）		
3～5歳児	2号認定	保育標準時間利用（11時間）	1号認定	教育標準時間利用 （3～4時間）
		保育短時間利用（8時間）		

② 家庭類型について

特定教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業のニーズ量を把握するためには、1・2・3号の認定区分にそれぞれどれだけの家庭が該当するか想定することが必要です。

そのためにアンケート調査結果から、対象となる子どもの父母の有無、就労状況からタイプAからタイプFの8種類の類型化を行います。

類型化した区分を「家庭類型」と言い、「現在の家庭類型」と、母親の就労希望を反映させた“潜在的な家庭類型”の種類ごとに算出します。

父親		母親		フルタイム就労 (産休・育休含む)	パートタイム就労(産休・育休含む)			未就労
		ひとり親	ひとり親		120時間以上	120時間未満 64時間以上	64時間未満	
ひとり親		タイプA						
フルタイム就労 (産休・育休含む)			タイプB	タイプC	タイプC'			
パートタイム就労 (産休・育休含む)	120時間以上		タイプC	タイプE	タイプE'			タイプD
	120時間未満 64時間以上		タイプC'					
	64時間未満							
未就労				タイプD			タイプF	

保育の必要性あり
保育の必要性なし

- タイプA : ひとり親家庭 (母子または父子家庭)
 タイプB : フルタイム共働き家庭 (両親ともフルタイムで就労している家庭)
 タイプC : フルタイム・パートタイム共働き家庭 (就労時間: 月120時間以上+下限時間~120時間の一部)
 タイプC' : フルタイム・パートタイム共働き家庭 (就労時間: 月下限時間未満+下限時間~120時間の一部)
 タイプD : 専業主婦(夫)家庭
 タイプE : パートタイム共働き家庭 (就労時間: 双方が月120時間以上+下限時間~120時間の一部)
 タイプE' : パートタイム共働き家庭 (就労時間: いずれかが月下限時間未満+下限時間~120時間の一部)
 タイプF : 無業の家庭 (両親とも無職の家庭)
 ※育児・介護休業中の方もフルタイムで就労しているとみなして分類しています。

(2) 全国共通で「量の見込み」を算出する項目があります

下記の 1～11 事業については、全国共通で「量の見込み」の算出を行います。

【 教育・保育の量の見込み 】

	対象事業	(認定区分)	事業の対象家庭	調査対象年齢	
1	教育標準時間認定	幼稚園（幼児園教育部） 認定こども園	1号認定	専業主婦（夫）家庭 就労時間短家庭	3～5歳
2	保育認定	幼稚園（幼児園教育部）	2号認定	共働きで幼稚園利用のみ希望の家庭	
	保育認定	認定こども園 保育所（幼児園保育部）			
3	保育認定	認定こども園 保育所（幼児園保育部） 地域型保育	3号認定	ひとり親家庭 共働き家庭	0～2歳

【 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み 】

	対象事業	対象家庭	対象児童
4	延長保育事業	ひとり親家庭 共働き家庭	0～5歳
5	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ事業）	ひとり親家庭 共働き家庭	5歳 1～3年生 4～6年生
6	子育て短期支援事業 （ショートステイ）（トワイライトステイ）	すべての家庭	0～5歳 1～6年生
7	地域子育て支援拠点事業	すべての家庭	0～2歳
8	一時預かり事業（幼稚園在園児対象の一時預かり）	専業主婦（夫）家庭	3～5歳
	（その他）	ひとり親家庭・共働き家庭	0～5歳
9	病児保育事業（病児・病後児保育事業）	ひとり親家庭 共働き家庭	0～5歳 1～6年生
10	子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）	すべての家庭	0～5歳 1～3年生 4～6年生
11	利用者支援事業	すべての家庭	0～5歳 1～6年生

地域子ども・子育て支援事業には、上記以外に、「妊婦健康診査」、「乳児家庭全戸訪問事業」、「養育支援訪問事業」、「利用者支援事業」、「実費徴収に係る補足給付を行う事業」、「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」があります。アンケート調査に基づき、量を見込むものではありませんので、国の動向や本市の実情を踏まえ、今後の方向性を明記します。

(3) 「量の見込み」を算出する項目（事業）ごとに、アンケート調査結果から“利用意向率”を算出し、将来の児童数を掛け合わせることで“ニーズ量”が算出されます

ステップ1

～家庭類型の算出～
アンケート回答者を両親の就労状況でタイプを分類します。

タイプAからタイプFの8つの家庭類型があります。

ステップ2

～潜在家庭類型の算出～
ステップ1の家庭類型からさらに、両親の今後1年以内の就労意向を反映させてタイプを分類します。

市民ニーズに対応できるよう、今回の制度では、潜在家庭類型でアンケート回答者の教育・保育のニーズを把握することがポイントです。
○現在パートタイムで就労している母親のフルタイムへの転換希望
○現在就労していない母親の就労希望

ステップ3

～潜在家庭類型別の将来児童数の算出～
人口推計を算出し、各年の将来児童数と潜在家庭類型を掛け合わせます。

たとえば、病児病後児保育事業や放課後児童クラブ等は保育を必要とする家庭に限定されています。

ステップ4

～事業やサービス別の対象となる児童数の算出～
事業やサービス別に定められた家庭類型等に潜在家庭類型別の将来児童数を掛け合わせます。

本当に利用したい真のニーズの見極めが重要です。

ステップ5

～利用意向率の算出～
事業やサービス別に、回答者数を利用希望者数で割ります。

将来児童数をかけあわせることで、平成27年から31年まで各年毎のニーズ量が算出されます。

ステップ6

～ニーズ量の算出～
事業やサービス別に、対象となる児童数に利用意向率を掛け合わせます。

※上記ステップを基本にニーズ量を算出していますが、算出されたニーズから、どのような対象者でどのくらいの量を求め、現状との乖離状況がどれくらい生じている等、詳細に分析を行い、合理的な条件のもと、補正を行っています。

3 各年度における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 特定教育・保育施設

【事業概要】

特定教育・保育施設として、国では、認定こども園・幼稚園・保育所が位置づけられています。

幼稚園は義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身を助長することを目的としています。

保育所は、保護者が日中就労や疾病等により、就学前児童を保育することができないと認められる場合に、保護者に代わり保育を実施します。

幼稚園、保育所の機能を備え、就学前の教育、保育、子育て支援サービスを総合的に提供する施設が認定こども園です。

【現状】

本市は、私立幼稚園1園、私立保育所2園、公立幼児園8園、認可外保育施設1園で就学前の子どもたちの健やかな成長を支えています。幼稚園の入園者数は横ばいとなっているのに対し、保育所の入所者は年々減少しており、平成25年度には保育所が755人、幼稚園が229人となっています。

園児数	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
保育所(※1)	852人	874人	824人	774人	755人
幼稚園(※2)	230人	240人	234人	237人	229人

資料：庁内資料（各年度4月1日）

※1 幼児園保育部含む

※2 幼児園教育部含む

【今後の方向性】

瑞浪市では幼稚園により幼保一体化を推進しており、現在の利用定員で保育ニーズと幼稚園ニーズを確保できる見込みです。

0歳～2歳においては、母親の就労状況等で保育ニーズが発生する可能性があることから、確保に当たっては、3歳児への円滑な連携を確保しつつ、ニーズに応じた利用定員を設定し確保します。今後も、市全域の需要と供給のバランスをみながら適正な運用ができるようにしていきます。

(2) 教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期 ●●●●●●●●

【平成 27 年度】

		平成 27 年度				
		1号	2号		3号	
		3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		1・2歳保 育が必要	0歳保育が 必要
教育希望 が強い	左記以外					
(参考) 児童数推計		246人			520人	240人
量の見込み		304人	83人	435人	188人	35人
確保方策 (提供量)						
特定教育・ 保育施設	幼稚園、保育所、 幼稚園、こども園	260人	606人		177人	37人
確認を受けない幼稚園		186人	—		—	—
特定地域型保 育事業	小規模、家庭的、居宅 訪問型、事業所内保育	—	—	—	0人	0人
認可外保育施設		—	—	10人	15人	5人
他市町村の子ども		54人				
確保方策 合計		500人		616人	192人	42人
				保育利用率 30.8%		

※ 保育利用率：満3歳未満の子どもの数全体に占める、3号認定の子どもに係る保育の利用定員数の割合
 ※ 保育利用率の目標値：初年度の平成27年度からニーズ量を確保する計画としているため、保育利用率を目標値として設定する

【平成 28 年度】

		平成 28 年度					
		1号	2号		3号		
		3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		1・2歳保 育が必要	0歳保育が 必要	
教育希望 が強い	左記以外						
(参考) 児童数推計		262人		496人	235人		
量の見込み		310人	85人	446人	179人	34人	
確保方策 (提供量)							
特定教育・ 保育施設	幼稚園、保育所、 幼児園、こども園	260人		606人	177人	37人	
確認を受けない幼稚園		186人		—	—	—	
特定地域型保 育事業	小規模、家庭的、居宅 訪問型、事業所内保育	—	—	—	0人	0人	
認可外保育施設		—	—	10人	15人	5人	
他市町村の子ども		54人					
確保方策 合計		500人		616人		192人	42人
						保育利用率 32.0%	

【平成 29 年度】

		平成 29 年度					
		1号	2号		3号		
		3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		1・2歳保 育が必要	0歳保育が 必要	
教育希望 が強い	左記以外						
(参考) 児童数推計		241人		483人	229人		
量の見込み		302人	83人	432人	174人	33人	
確保方策 (提供量)							
特定教育・ 保育施設	幼稚園、保育所、 幼児園、こども園	260人		606人	177人	37人	
確認を受けない幼稚園		186人		—	—	—	
特定地域型保 育事業	小規模、家庭的、居宅 訪問型、事業所内保育	—	—	—	0人	0人	
認可外保育施設		—	—	10人	15人	5人	
他市町村の子ども		54人					
確保方策 合計		500人		616人		192人	42人
						保育利用率 32.9%	

【平成 30 年度】

		平成 30 年度				
		1号	2号		3号	
			3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		1・2歳保 育が必要
教育希望 が強い	左記以外					
(参考) 児童数推計		240人			478人	228人
量の見込み		299人	82人	427人	172人	33人
確保方策 (提供量)						
特定教育・ 保育施設	幼稚園、保育所、 幼児園、こども園	260人		606人	177人	37人
確認を受けない幼稚園		186人		—	—	—
特定地域型保 育事業	小規模、家庭的、居宅 訪問型、事業所内保育	—	—	—	0人	0人
認可外保育施設		—	—	10人	15人	5人
他市町村の子ども		54人				
確保方策 合計		500人		616人	192人	42人
					保育利用率 33.1%	

【平成 31 年度】

		平成 31 年度				
		1号	2号		3号	
			3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		1・2歳保 育が必要
教育希望 が強い	左記以外					
(参考) 児童数推計		235人			470人	221人
量の見込み		287人	78人	406人	170人	32人
確保方策 (提供量)						
特定教育・ 保育施設	幼稚園、保育所、 幼児園、こども園	260人		606人	177人	37人
確認を受けない幼稚園		186人		—	—	—
特定地域型保 育事業	小規模、家庭的、居宅 訪問型、事業所内保育	—	—	—	0人	0人
認可外保育施設		—	—	10人	15人	5人
他市町村の子ども		54人				
確保方策 合計		500人		616人	192人	42人
					保育利用率 33.9%	

4 各年度における地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 延長保育事業

【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、認可保育所や認定こども園等で、通常の保育時間を超えて延長して保育を実施する事業です。

【現状】

現在、延長保育を実施している5園のうち、4園（公立幼稚園）が19時30分まで、1園（私立保育所）が21時まで保育をしており、ニーズに応えることができています。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利用者数	54人	74人	66人	83人	57人
実施箇所数	4カ所	4カ所	4カ所	5カ所	5カ所

【今後の方向性】

延長保育事業対応時間に保育士の配置をすることで、保育所の実利用定員分の提供が可能であるため、長時間保育が子どもの負担にならないよう配慮しながら、保育時間の延長保育を行う認可保育所を推進します。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニーズ量	76人	76人	73人	73人	70人
実施箇所数 (確保方策)	5カ所	5カ所	5カ所	5カ所	5カ所
提供量	76人	76人	73人	73人	70人

(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） ●●●●●●●●●●

【事業概要】

保護者が就業等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休暇中にも実施します。

【現状】

実施箇所数は、平成 23 年度、平成 25 年度に 1 か所ずつ増え、現在は 7 か所で実施しており、小学校 6 年生までを対象としています。

利用者は、実施箇所数に伴い増加しており、平成 25 年度には月平均 200 人が利用しています。

また、本市では、市内 4 館の児童館でも児童健全育成を目的とした様々な事業を展開しています。

放課後児童クラブ	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施箇所数	5 か所	5 か所	6 か所	6 か所	7 か所
定員数	200 人	200 人	240 人	240 人	280 人
月平均利用人数	147 人	126 人	163 人	178 人	200 人

資料：庁内資料

児童館	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施箇所数	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所
月平均利用人員	6,893 人	6,887 人	7,247 人	6,625 人	6,066 人

資料：庁内資料

【今後の方向性】

子ども・子育て支援新制度では、放課後児童クラブは小学校 1 年生～6 年生を対象に実施することとされていますが、本市においてはすでに 6 年生までを対象としています。また、平日は、19 時まで実施していることから、留守家庭児童の「生活の場」として確保できています。

新基準のもと、今後も事業を継続していくとともに、季節学童（小学校の長期休暇中のみ開設する放課後児童クラブ）についても拡充を検討していきます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニ ー ズ 量	268 人	257 人	251 人	238 人	234 人
実 施 箇 所 数 (確 保 方 策)	7 か所	7 か所	7 か所	7 か所	7 か所
提 供 量	280 人	280 人	280 人	280 人	280 人

(3) 子育て短期支援事業

【事業概要】

保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、必要な保護を行う事業で、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）と夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）があります。

【現状】

現在、本市では未実施事業です。

【今後の方向性】

養育困難な在宅の子育て家庭の支援を行う制度であり、限られたニーズに対応することになるため、状況を鑑みながら、実施を検討します。

(年間)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニ ー ズ 量	41 人	40 人	39 人	37 人	36 人
実 施 箇 所 数 (確 保 方 策)	実施に向けて検討を進めていきます。				
提 供 量	実施に向けて検討を進めていきます。				

(4) 地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

地域の身近な場所で、乳幼児とその保護者が相互の交流や、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【現状】

本市では、地域子育て支援拠点事業として、子育て支援センター4か所が位置づけられ、利用者数の増減があるものの、増加傾向となっています。

(年間)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
延べ利用者数	13,926 人	21,011 人	16,306 人	20,121 人	20,194 人
実施箇所数	3 か所	3 か所	3 か所	4 か所	4 か所

【今後の方向性】

ニーズが多く出ているものの、現状の子育て支援センター4か所で対応できるニーズであるため、子育て支援センターの子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助についての実施内容について周知啓発し、利用しやすい運営に努め、在宅で子育てをしている家庭に対する支援を行っていきます。

(年間)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニ ー ズ 量	29,371 人	28,250 人	27,516 人	27,284 人	26,704 人
実施箇所数 (確保方策)	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所
提 供 量	29,371 人	28,250 人	27,516 人	27,284 人	26,704 人

(5) 幼稚園における一時預かり事業 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

【事業概要】

通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、保護者の要請に応じて、希望する者を対象に実施する事業です。(幼稚園在園児対象)

【現状】

現在、本市では未実施事業です。

【今後の方向性】

本事業のニーズについては、認可外保育施設やファミリー・サポート・センターにて対応できると考えておりますが、今後のニーズによって事業の実施を検討します。

(6) 保育所等における一時預かり事業

【事業概要】

保護者が冠婚葬祭や育児疲れなどの理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、主として昼間、保育所その他の場所で一時的に預かる事業です。(未就学児童対象)

【現状】

現状は、認可外保育施設やファミリー・サポート・センターで対応しています。

(年間)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
ファミリー・サポート・センターの年延べ利用者数 (未就学児童)	100 人	144 人	76 人	124 人	147 人

【今後の方向性】

現在、保育所等における一時預かりは未実施事業であるものの、今回のアンケート調査結果から潜在ニーズがみられることから、体制や事業形態など実施に向けて検討を進めていきます。

(年間)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量(在園児対象を除く一時預かり)	1,033 人	1,027 人	998 人	987 人	952 人
実施箇所数 (確保方策)	実施に向けて検討を進めていきます。				
提 供 量	実施に向けて検討を進めていきます。				

(7) 病児病後児保育事業

【事業概要】

病気や病気回復期の児童で、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、保育施設で児童を預かる事業です。

【現状】

現状は、病後児保育のみ、市から東濃厚生病院に委託し、看護師等の資格を持った専任職員が配属され、病後児保育所として平成 19 年 4 月から実施しています。

(年間)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
延べ利用者数	37 人	59 人	59 人	36 人	35 人
実施箇所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

【今後の方向性】

現在、病後児対応型として定員 2 名で実施しており、ニーズに対応する提供体制は確保されていると考えられます。

病児保育については、今後のニーズを慎重に見極めながら検討していきます。

(年間)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量 (就学前)	178 人	177 人	172 人	170 人	164 人
ニーズ量 (小学生)	99 人	96 人	94 人	90 人	87 人
実施箇所数 (確保方策)	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
提供量	484 人	486 人	492 人	490 人	486 人

(8) ファミリー・サポート・センター（就学児童のみ） ●●●●●●●●●●

【事業概要】

育児の援助を依頼したい人と協力したい人が会員となって一時的、臨時的に有償で子どもを自宅等で預かる相互援助活動組織で、依頼会員はおおむね1歳～10歳までの子どもを持つ保護者です。

【現状】

ファミリー・サポート・センターを市内1カ所に設置し、地域で子育てを支え合う仕組みづくりを行っています。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
提供会員	45人	49人	51人	47人	49人
依頼会員	358人	377人	392人	419人	348人
両方会員	0人	0人	0人	0人	0人
小学生利用者	67人	27人	0人	28人	14人

【今後の方向性】

今後過大なニーズは見込まれないものの、支援体制の充実及び事業の継続性を図るため、継続して提供会員の講習会を実施し、提供会員を増やしていくよう努めます。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニ ー ズ 量	99人	96人	94人	91人	90人
提 供 量	99人	96人	94人	91人	90人

(10) 妊婦健康診査（妊婦健康診査費用助成事業）

【事業概要】

妊婦及び胎児の健康増進、妊婦の生活習慣改善を目的として行う健康診査の費用を助成する事業です。

【現状】

妊娠届出をした方に対して、妊婦健康診査受診票 14 回分を交付し、妊婦健康診査費用の助成を行っています。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
妊 娠 届 出 数	339 人	294 人	340 人	329 人	296 人
妊婦健康診査費用 助成制度申請者	359 人	317 人	356 人	353 人	321 人

【今後の方向性】

核家族化や都市化の進展、女性の社会進出の増加に伴い、子どもやその親を取り巻く環境が急速に変化していて、子育てに不安を感じる親も増え、育児支援の要望も増加しています。このため、母子健康手帳の交付やマタニティクラス等、妊娠初期から保健指導を重視し、早期から母性意識を高め、子育てへの十分な準備を整えるよう支援するとともに、妊娠 11 週以内の届出を推進し、妊娠初期から継続した支援を行います。妊娠中の異常の早期発見に努め、適切な保健指導や治療の推進を図ります。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
二 一 づ 量	272 人 健診回数	266 人 健診回数	262 人 健診回数	258 人 健診回数	251 人 健診回数
実 施 体 制 (確 保 方 策)	実施場所：全国医療機関及び助産所				

(11) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況ならびに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業です。

【現状】

すべての乳児家庭を生後4か月までに助産師・子育て支援センターの職員が訪問し、乳児とその保護者の心身の状況や養育環境の確認および、子育て情報の提供を行っています。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
出生数	294人	328人	287人	305人	322人
訪問数	264人	321人	283人	292人	285人
訪問率	89.8%	97.9%	98.6%	95.7%	88.5%

【今後の方向性】

全戸訪問について、里帰り出産等の何らかの事情を除き、訪問実施率が引き続き下がることがないように実施していきます。特に育児不安や不適切な養育などの問題が発見でき継続した支援につながるよう、できる限り直接連絡をとり、状況把握等を実施していきます。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
推計値	272人	266人	262人	258人	251人
実施体制 (確保方策)	実施体制：①第1子 助産師 ②第2子 子育て支援センター職員 養育支援は家庭児童相談員が同行				

(12) 養育支援訪問事業等

【事業概要】

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための相談支援を行う事業です。

【現状】

訪問対象の人数は微増傾向となっています。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実 人 数	11 人	12 人	9 人	23 人	17 人

【今後の方向性】

出産後まもない時期の養育者、疾病などの理由で一時的に家庭での養育が困難となった保護者、あるいは養育困難な家庭、配慮の必要な家庭等を対象に、情報提供や相談等により養育者の育児不安を軽減し、また、家庭訪問を行うことで児童虐待の未然防止に繋がります。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
推 計 値	14 人	13 人	13 人	13 人	13 人
実 施 体 制 (確 保 方 策)	母子担当職員及び家庭児童相談員が家庭訪問を行います。				

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 ●●●●●●●●●●●●●●●●

【事業概要】

教育・保育施設等の利用者負担額については、自治体の条例・規則により設定されることとされていますが、施設によっては、実費徴収等の上乗せ徴収を行う場合が想定されています。日用品・文房具等必要な物品の購入に要する費用や、行事への参加に要する費用等の実費負担の部分について、公費による補助を行う事業です。

【今後の方向性】

事業の導入については、国や岐阜県の動向を踏まえるとともに、市民ニーズなどを把握して、今後の事業実施について検討します。

(14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 ●●●

【事業概要】

保育の受け皿拡大や子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のためには、多様な事業者の能力を生かしながら、保育所、地域型保育事業等の整備を促進していくことが必要です。

しかしながら、新たに整備・開設した施設や事業が安定的、かつ継続的に事業を運営し、利用者の信頼関係を築いていくためには、一定の期間が必要であることから、新規事業者が事業を円滑に運営していくことができるよう、支援、相談・助言、さらには、他の事業者の連携施設のあっせん等を行う事業です。

【今後の方向性】

今後、新規事業者の参入があった場合には、事業の導入について検討します。

5 教育・保育施設及び地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業の質の確保に関する事項

(1) 教育保育の質の向上

生涯にわたる人間形成の基盤となる乳幼児期において、適切な保育や教育を受けることができるように、今後、幼稚園・保育所等において、一人ひとりの子どもの発達に必要な経験を見通した教育・保育内容、教育・保育環境の充実に努めます。

(2) 幼稚園教諭・保育士の資質の向上

園内研修や教育・保育の専門性を高める研修等、乳幼児期の諸課題を解決するための幅広い研修等を組織的・継続的に実施するとともに、就学前教育から小学校への円滑な移行ができるように保育所・幼稚園と小学校の連携を強化し、子どもの生活・育ちの連続性を大切にしていきます。

6 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保

本市では、幼稚園児と保育園児が同じ園の中で一緒に生活をしながら合同活動を行う幼保一体化を行っています。

今後も引き続き幼保一体化の体制を継続させ、保護者の就労状況及びその変化等によらず、柔軟に、子どもを受け入れられる施設であることを周知します。

また、保育所・幼稚園・小学校等との交流・連携を計画的に推進します。

7 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

保護者が、産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供を行うとともに、計画的に教育・保育施設を整備します。

また、一般事業主行動計画の推進など、事業者に対して働きかけを行っていきます。

8 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

(1) 児童への権利侵害対策の充実

育児不安や児童虐待の早期発見に努め、訪問等による援助・育児指導や相談体制の充実を図ります。また、適切な対応ができるよう関係機関と連携し、子どもの権利擁護、虐待に対する親への指導、家族関係の修復支援などを、効果的・効率的に実施できるネットワーク体制の強化を図ります。

(2) 特別な支援が必要な子どもに対する教育・保育の充実

障がいのある子どもとその家庭に対して、地域の中で健やかに育つことができるように、一人ひとりの障害の状況に応じた、ライフステージを通じた一貫したきめ細かい支援体制の構築を図っていくとともに、障がい児が地域の中で安心して生活できるよう、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、総合的な取り組みを推進します。

また、気軽に相談できるような相談体制の充実や、多様化する障害に対する相談への対応ができるように、関係機関と連携を強化します。

9 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

(1) 男女共同参画への意識づくり

少子高齢化の進行や共働き家庭の増加による多様な子育てニーズ・要望への対応、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進強化、男女共同参画社会の実現に向けた諸事業の実施と、さまざまな啓発活動を通して、家庭や地域、職場において男女が常に対等な立場でともに活動し、平等に利益を分かち合える社会の実現をめざしていきます。

(2) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の意義および重要性ならびに市民、事業者、行政が一体となって取り組むことの必要性について啓発を推進し、その定着を図ります。

10 その他関連施策の推進

(1) 親としての成長にかかる支援

子どもだけではなく、親も一緒に育ちあえるよう、親の役割や家庭環境づくりの学習機会を提供していきます。また、初めての子育てでの戸惑いや不安を解消し、育児力の向上を図りながら、親が育つことのできる学習や体験の機会を提供していきます。

(2) 地域の子育て力を高める環境づくり

地域での子どもの安全確保や子育て中の親子の孤立を防止するためには、地域における日常的な見守りが必要です。そのため、地域ぐるみで子育てを行うための見守り体制づくりなどの取り組みを進めます。

(3) 子どもと子育てにやさしいまちづくり ●●●●●●●●●●●●●●●●

安全・安心な環境で子育てができるよう、道路環境や通学路の整備、まちのバリアフリー化に努めます。

子どもを犯罪等から守るため、市民をはじめ関係機関との連携を図っていきます。また、不審者情報の発信や防犯用品の支給を行い、安全への意識を高める事業を展開します。

1 行政機関の連携

計画に掲げる取り組みについては、市が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国や県、近隣市との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進します。



2 市民や地域との連携

子どもや子育て家庭をとりまく、保育所、幼稚園、学校、地域住民、事業者など多様な主体が、それぞれ責任を持って子どもの育ちをサポートしていく体制の整備、そのために必要な各主体への呼びかけ、啓発、参加促進、環境整備などを行い、市民や地域との連携のもと計画を推進していきます。

3 計画の進行管理

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「瑞浪市子ども・子育て会議」にて、施策の実施状況や、これに係る費用の使途実績等について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施するものとします。

この計画の進行管理は、「PDCAサイクル」による「継続的改善」の考え方を基本とします。

1 次世代育成支援対策推進行動計画（後期計画）の評価

平成 25 年度に実施した次世代育成支援対策推進行動計画（後期計画）の実施状況に基づき、その取り組みを施策別に進捗状況を整理し、評価をしました。

※次世代育成支援対策推進行動計画（後期計画）評価基準

（目標値に対して何%であったか）

A評価：90%以上 B評価：70～89%
C評価：50～69% D評価：30～49%
E評価：30%未満

※ 廃止となった事業は評価に含めていません

基本施策1 「家庭を持ちたくなる環境づくりのために」の評価

独身者を対象とした結婚支援と新婚世帯に対して子どもを持つことに安心感が持てるための啓発活動に努め、幸せな家庭づくりに向けた支援を行ってきました。主な取り組みとして、「ふれ愛パーティー」や「結婚相談」を行っています。

目標全体では 10 事業のうち、平成 25 年度のA評価は 5 事業、達成率は 50.0%（5 事業/10 事業）となっています。また、B評価は 20.0%（2 事業/10 事業）、C評価は 20.0%（2 事業/10 事業）となっています。また、D評価は 0.0%（0 事業/10 事業）、E評価は 10.0%（1 事業/10 事業）となっています。

基本施策2 「地域で安心して子育てするために」の評価

病後児保育の制度の周知、3歳未満児の預かりや幼保合同活動の受け入れ年齢の拡大などの推進に努めてきました。主な取り組みとして、「通常保育」や「子育て支援センター親子教室」、「放課後児童健全育成事業」など子育て支援サービスを行っています。

目標全体では 94 事業のうち、平成 25 年度のA評価は 50 事業、達成率は 53.2%（50 事業/94 事業）と、ほぼ半数となっています。また、B評価は 9.6%（9 事業/94 事業）、C評価は 33.0%（31 事業/94 事業）となっています。また、D評価は 1.1%（1 事業/94 事業）、E評価は 3.2%（3 事業/94 事業）となっています。

基本施策3 「子どもと親の健康を増進するために」の評価

安全で快適な出産に向けた健康管理への支援、妊娠・出産・育児に対する不安の軽減や、子育てについての知識・技術の習得や体験する機会の提供、不登校、ひきこもりをはじめとした思春期特有の心の問題に対し、思春期対策の啓発と性教育に関し子どもと向き合うための情報の提供や相談の充実に努めてきました。主な取り組みとして、「母子健康手帳の交付」や「育児相談」、「食を通しての親子ふれあい事業」、「乳幼児等福祉医療費の助成」を行っています。

目標全体では30事業のうち、平成25年度のA評価は23事業、達成率は76.7%（23事業/30事業）であり、おおむね高い達成率となっています。また、B評価は16.7%（5事業/30事業）、C評価は3.3%（1事業/30事業）となっています。また、D評価は0.0%（0事業/30事業）、E評価は3.3%（1事業/30事業）となっています。

基本施策4 「子育てしやすい生活環境づくりのために」の評価

市営住宅の整備、優良宅地の供給、融資制度の充実、交通安全施設の整備をはじめ、安全な歩行エリアの整備を推進してきました。また、幼児からお年寄りまでの世代が交流し、憩いの場となる地域の公園整備、特に子育て世帯に対するバリアフリー情報の提供を行ってきました。主な取り組みとして、「優良宅地の整備・供給」や「交通安全施設の整備」などを行っています。

目標全体では11事業のうち、平成25年度のA評価は5事業、達成率は45.5%（5事業/11事業）となっています。また、B評価は18.2%（2事業/11事業）、C評価は9.1%（1事業/11事業）となっています。また、D評価は0.0%（0事業/11事業）、E評価は27.3%（3事業/11事業）となっています。

基本施策5 「働きながらの子育てのため」の評価

子育てと仕事を両立するための就労情報の提供を図るとともに、保育サービスの充実、夫婦が協力して子育てに取り組むことの啓発に努めてきました。主な取り組みとして、「男女共同参画啓発」や「男女共同参画講座の開催」などを行っています。

目標全体では5事業のうち、平成25年度のA評価は2事業、達成率は40.0%（2事業/5事業）となっています。また、B評価は20.0%（1事業/5事業）、C評価は0.0%（0事業/5事業）となっています。また、D評価は40.0%（2事業/5事業）、E評価は0.0%（0事業/5事業）となっています。

基本施策6 「健やかな子どもの成長のために」の評価

学校教育、幼児教育の充実に努めるとともに、体験や交流を通じた教育の充実を図ってきました。また、イベントや研修、体験学習などを通して家庭や地域の教育力の向上に努めてきました。

主な取り組みとして、「英語指導助手（ALT）の活用」や「親子で参加できるイベントの開催」などを行っています。

目標全体では19事業のうち、平成25年度のA評価は14事業、達成率は73.7%（14事業/19事業）であり、おおむね高い達成率となっています。また、B評価は26.3%（5事業/19事業）、C評価は0.0%（0事業/19事業）となっています。また、D評価は0.0%（0事業/19事業）、E評価は0.0%（0事業/19事業）となっています。

基本施策7 「子どもたちの安全の確保のために」の評価

交通安全教室などにより交通安全に対する意識啓発、区長会や生活安全推進協議会、青少年育成市民会議など地域での防犯活動や街頭補導活動を推進してきました。また、子育て相談体制の充実、児童虐待に対し要保護児童対策地域協議会の設置を行うなど、適切な対応に努めてきました。

主な取り組みとして、「交通安全教室の開催」や「要保護児童対策地域協議会の活用」、「虐待の早期発見と予防」を進めています。

目標全体では16事業のうち、平成25年度のA評価は11事業、達成率は68.8%（11事業/16事業）であり、おおむね高い達成率となっています。また、B評価は6.3%（1事業/16事業）、C評価は18.8%（3事業/16事業）となっています。また、D評価は0.0%（0事業/16事業）、E評価は6.3%（1事業/16事業）となっています。

2 瑞浪市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づく合議制の機関として、瑞浪市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次の各号に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設の利用定員の設定に関して審議し、意見を述べること。
- (2) 法第43条第3項に規定する特定地域型保育事業の利用定員の設定に関して審議し、意見を述べること。
- (3) 法第61条第1項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に関して審議し、意見を述べること。
- (4) 本市における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施設の実施状況を調査審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て会議に関し市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議の委員は、20人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 地域において子育て支援を行う者
- (3) 子どもの教育、保育又は養育に関する事業に従事する者
- (4) 経済団体及び労働者団体の関係者
- (5) 子ども・子育て支援に関する学識経験を有する者
- (6) 公募による市民
- (7) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げないものとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、議長を務める。ただし、委員委嘱後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、民生部社会福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

3 瑞浪市子ども・子育て会議委員名簿

() は旧委員

区分	氏名	職名	備考
	酒井尚美	平成25年度 母親委員長	(1) 子どもの保護者
	橋本豊敬	平成25年度 一色幼児園保護者会 代表	
会長	楯英夫	コウノトリの会 会長	(2) 地域において子育て支援を行う者
	各務和子	主任児童委員 代表	
	出村祥子	放課後児童クラブ指導員	
	岩垣重秋	土岐医師会 代表	(3) 子どもの教育、保育又は養育に関する事業に従事する者
	(大竹良之)	岐阜県東濃子ども相談センター 所長	
	小倉達也	岐阜県東濃子ども相談センター 所長	
	北原譲介	土岐小学校 校長	
	竹内てる子	せいわ保育園 園長	
副会長	渡邊千景	瑞浪市児童館 館長	
	小栗節子	桔梗幼児園 園長	
	永島弘喜	(社福)千寿会 地域振興部 (平成25年度 千寿の里愛保育園 園長)	
	安達慶真	中京幼稚園 園長	
	伊藤光昭	商工会議所 専務理事	
	遠山みゆき	平成25年度 瑞浪市職員労働組合連合会 代表	
	(橋村晴美)	中京短期大学部 保育科 講師	(5) 子ども・子育て支援に関する学識経験を有する者
	石川哲也	中京短期大学部 保育科 講師	
	山内仁栄		(6) 公募による市民
	岡崎悦子		
	稲垣素子		
	足立知穂		

4 策定経過

回	開催日	協議内容等
平成25年度 第1回	平成25年 12月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援新制度について ・瑞浪市子ども・子育て会議について ・瑞浪市の取り組み状況について
第2回	平成26年 3月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育提供区域の設定について ・アンケート調査の報告について ・「量の見込み」について
平成26年度 第1回	5月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査報告書冊子の報告について ・平成26年度スケジュールについて ・瑞浪市子ども・子育て支援事業計画について ・団体ヒアリングの実施について
第2回	7月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援事業計画の量の見込みと確保にあたっての方向性について ・基準制定を必要とする事項の条例案について
第3回	10月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援事業計画策定に伴う教育・保育提供区域の修正について ・瑞浪市子ども・子育て支援事業計画（素案）について ・子ども・子育て支援に関する各種施設・事業等の基準（骨子案）について
第4回	12月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援事業計画（素案）について
第5回	3月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援事業計画（素案）について ・今後の予定について

瑞浪市子ども・子育て支援事業計画

平成27年3月

発行：瑞浪市民生部社会福祉課 子育て支援室
岐阜県瑞浪市上平町1-1

電話：(0572)-68-2115（直通）

FAX：(0572)-68-0294